

商事信託法研究会報告

（令和元年度）

令和3年5月

一般社団法人 信託協会

ま え が き

商事信託法研究会は、平成24年4月に、法学者と実務家が共同して、商事信託法制の総合的検討を行うことを目的として発足した。

本報告書は、令和元年度に取り扱った3つのテーマについて、研究会における議論を取りまとめたものである。令和元年度においても、理論的・実務的に重要なテーマを取り上げることとし、民事信託において受託者が受益者と指定されたときの利益相反に関する局面、受益者の意思能力喪失が問題となる局面、受益者の定めのない信託における委託者の権限が問題となる局面からそれぞれテーマを取り上げた。そして、各テーマについて、実態に即した研究を行うため、想定事例を策定して法的問題についての検討を行った。

本報告書の作成にあたっては、研究会において各テーマについて担当の研究者メンバーと実務家メンバーが報告を行い、メンバー全員による議論を行った上で、さらに研究会において取りまとめの方向性について審議し、報告書案を作成するという手順が取られた。

本報告書は、これまでの報告書と同様、公表することを予定している。本報告書が、今後、信託法制に関する研究と実務がいつそう拡大・深化するにあたって、広く役立つことを心から望むものである。

本研究会は、新型コロナウイルスの影響により、一時、開催できない状況となったが、本年3月から再開し、これまでの研究成果を礎に研究を継続している。引き続きメンバーの熱意ある議論を通じて、実り多い成果に結び付けていきたいと考えている。

商事信託法研究会

座長 神田 秀樹

商事信託法研究会参加メンバー

座長：学習院大学教授	神田 秀樹
顧問：東京大学名誉教授	能見 善久
座長代理：東京大学教授	神作 裕之
専修大学教授	道垣内 弘人
東京大学教授	沖野 眞己
東京大学教授	藤田 友敬
学習院大学教授	山下 純司
東京大学教授	垣内 秀介
学習院大学教授	小出 篤
東京大学教授	溜 箭 将之
東京大学教授	後藤 元
東京大学教授	加毛 明
三井住友信託銀行	豊田 将之
三井住友信託銀行	千吉良 健一
三菱UFJ信託銀行	水田 直希
三菱UFJ信託銀行	宇波 なほ美
みずほ信託銀行	谷川 修一
みずほ信託銀行	野島 大樹
りそな銀行	田中 茂雄
りそな銀行	町田 勇気
信託協会	横山 昇五
信託協会	工藤 慶和
信託協会	関根 龍太郎

（令和3年3月31日現在）

— 目 次 —

民事信託における利益相反と受託者の対応	19
受益者の意思能力喪失が信託事務の処理に与える影響と受託者の対応	34
受益者の定めのない信託における委託者の権限と信託管理人の選任	45

民事信託における利益相反と受託者の対応

目 次

はじめに

1. 想定事例

- (1) 想定する場面
- (2) 本件信託における信託行為の概要
- (3) 事 例

2. 検 討

- (1) 利益状況
- (2) 受託者による収益不動産の売却について
 - ① 善管注意義務と公平義務
 - ② 信託目的について

(3) 仮に裁量逸脱とされた場合

ま と め

<補論>家族が受託者に選任された場合の利益相反
—アメリカにおける議論の文脈

- (1) *In re Rothko's Estate* 事件から
- (2) 受託者と連続受益者との間の構造的利益相反
- (3) 法理論上の含意
- (4) 後見・遺産管理への広がり
- (5) 結 語

はじめに

財産の管理・承継を目的として設定される民事信託においては、複数の親族を受益者として信託が設定されることが見られるが、受益者の一人が受託者を兼ねるケースがある。民事信託において、受益権の一部を受託者に取得させることについては、消極的な面と積極的な面があり得る。すなわち、消極的には、他に受託者のなり手がいないために親族が受託者として選択されるという側面であり、積極的には、むしろ家族のニーズをよく理解しているのはその親族であるという観点から受託者として選択されるという側面である。

民事信託の受託者が受益権の一部を取得する場合、信託の当事者間に利益相反関係が存すると指摘されている⁽¹⁾。もっとも、そこで指摘される利益相反は、親族間の事実上の利益の衝突を広く指し、必ずしも信託法31条によって制限される利益相反行為のみが問題となっているわけではない。そのような意味での利益相反は、生涯の収益受益権とその者の

生涯が終わったときの次の受益者の残余財産の受益権というような形で性質が異なる受益権が複数の者に付与されることがあるために、公平義務の問題として生じやすいが、そもそも信託の目的自体が複数あって、その複数の目的の間で緊張関係が生じるということもある。

本稿では、生涯受益者の居住および生活の確保のための財産の給付を内容とする受益権と、残余財産の給付を内容とする受益権がそれぞれ異なる者に付与されているという民事信託の事例を挙げて、受託者が信託事務を遂行するにあたっての指針について、信託行為の定め即して検討する。

また、アメリカ信託法を巡る議論では、親族間の事実上の利益衝突がある状況を「構造的利益相反 (structured conflict)」ということがあり、そのような状況で受託者はどう行為すべきか、裁判所は受託者の行為の適否をいかに判断し、不適切と判断した場合にいかなる救済を認めるか、遡って受託者の行為が不適切と評価されないためにはどうしたらよ

いかといった問題に関する議論がある。そこで、補論として、アメリカにおける議論状況を検討し、構造的利益相反の状況でいかなる問題が生じ得るか、信託設定時など早い段階でいかなる工夫をすれば紛争を回避できるか等について示唆を探ることとしたい。

1. 想定事例

本稿では、以下の想定事例を設定する。

(1) 想定する場面

夫Aは、自身の死亡後の後妻Bの生活の安定確保や、自身の所有する財産が後妻Bの親族に相続されることを避けることを目的として、遺言により信託を設定した（以下「本件信託」という）。

- ・委託者：シニア層の夫A
- ・受益者：夫Aの後妻B（夫Aの死亡時点で70歳とする）
- ・受託者兼受益者：夫Aの子（後妻Bとの養子縁組はしていない）である長男C

(2) 本件信託における信託行為の概要

本件信託における信託行為の定めは、概要以下のとおりである。

ア 当事者

- ・委託者：夫A
- ・受益者：後妻B、長男C
- ・受託者：長男C

イ 信託目的

- ① 後妻Bが下記ウ(a)の本件居住不動産を生活の本拠とし、後妻Bが生涯にわたり安定した生活を送れるようにすること
- ② 後妻Bの生存期間にわたり信託財産

の価値を維持するための管理・運用を行い、後妻Bの死亡後に、これを長男Cに円滑に承継させること

ウ 信託財産

- (a) 夫Aおよび後妻Bが生活の本拠とする不動産（以下「本件居住不動産」という）
- (b) 賃貸アパートである収益不動産（以下「本件収益不動産」という）
- (c) 金銭1億円（本件収益不動産の維持管理費20年分に相当）

※不動産については、いずれも信託登記がされているものとする

※簡略化のため、本件居住不動産の管理費は無視する

エ 受託者の権限

- (a) 受託者は本件居住不動産および本件収益不動産を管理する。管理にかかる費用は信託財産に属する金銭から支出する（毎年500万円の支出が生じるものとする）。
- (b) 受託者は本件居住不動産を処分することができない。
- (c) 受託者は本件収益不動産を売却することができる（受益者の同意は不要である）。

オ 信託の終了事由

- ・後妻Bの死亡

カ 受益権の内容

- ・後妻Bは本件居住不動産を生活の本拠として使用することができる。
- ・後妻Bは生活費として本件収益不動産の賃料収入を全額受領することができる。ただし、信託財産に金銭がない場合は信託事務処理にかかる費用を差し引いた後の金額とする。

また、本件収益不動産が売却された場合には、信託財産から毎年500万円を受領することができる。

- ・長男Cは残余財産の給付を受ける。

(3) 事例

遺言書には、後妻Bに従前と同様の不自由の無い生活を送らせたいが、最終的に信託財産を承継する長男Cにその管理・運用を行わせるのが適当と考え、長男Cを受託者とした旨が記載されていた。

本件信託が開始して数年が経過した頃、デベロッパーDは、本件収益不動産の敷地を含む土地上に大型ショッピングセンターを開発することを企図し、長男Cに対して、本件収益不動産を相場よりも高値で買い取る意向を示した。本件収益不動産の時価は2億円であったが、地方都市郊外に存する本件収益不動産の価値は大幅な下落傾向にあったので、投資という観点からは、現時点の相場よりも高い値段で売却できるのであれば、売却することが合理的な判断であったとする。

そこで、長男Cは、本件収益不動産をデベロッパーDに売却し、後妻Bには信託財産から毎年500万円の給付をすることに切り替えたほうが、将来的に自身が承継する財産的価値は高くなると考え、デベロッパーDに対して、本件収益不動産を3億円で売却した。

後妻Bは、本件信託が開始してから上記売却までの間、本件収益不動産から平均して毎年1,000万円の交付を受けており、かつ、本件収益不動産の価値が大幅な下落傾向にあったとはいえ向こう10年は少なくとも平均して毎年700万円程度の賃料収入を確保することが合理的に期待できたが、長男Cが本件収益不動産を売却したため、後妻Bは本件信託の

定めに従い、毎年500万円の交付を受けることができるのみとなった。

2. 検討

(1) 利益状況

想定事例における関係者の利益状況は、次のように考えられる。

後妻Bにとっては、受託者である長男Cが本件収益不動産を保有し続ければ、この先10年は毎年700万円程度の収益を受領することができ、本件収益不動産を売却する利益に乏しいといえる。70歳から90歳までの20年分の管理費が信託財産にプールされており、もし、それが足りなくなってきた場合には、その時点で本件収益不動産を売却すればよいからである。

他方、長男Cにとっては、後妻Bの年齢や本件収益不動産の価値の下落のリスクに鑑みると、時価よりも高額な価格でデベロッパーDに売却し、信託財産から毎年500万円を支出したほうが自己の承継する財産価値の増加が期待される。すなわち、本件収益不動産を売却した場合、本信託に基づく毎年500万円の給付が発生するが、後妻Bが90歳になるまでの資金は信託財産にプールされており、仮に後妻Bがそれよりも長生きしたとしても、時価よりも高い3億円で売却したほうが自分の承継する財産が大きくなることが期待される。

(2) 受託者による収益不動産の売却について

① 善管注意義務と公平義務

以上の利益状況を前提とすると、受託者である長男Cによる本件収益不動産の売却については、特に信託目的④（後妻Bが本件居住

不動産を生活の本拠とし、後妻Bが生涯にわたり安定した生活を送れるようにすること）との関係で、善管注意義務または公平義務に違反しないかが問題となる。

公平義務については、現行信託法の制定の過程で、特に効果（無効とするかどうか）をめぐる、忠実義務の規定を当てはめるかどうか問題となり、最終的には、そのような形の規定とはしないこととされた²⁾。その点で、善管注意義務の系と整理され、差止等において特別の規定が置かれるにとどめられている。

また、善管注意義務の系か、忠実義務の系かによっては、義務違反の場合の効果として、利益吐き出し的な損失填補の規律が妥当するかが違いとして生じ得るものの、公平義務の問題となる局面は、受託者（およびその利害関係人）と受益者との利益相反・利害対立ではなく、複数の受益者間の利益相反・利害対立であるから、自己の利益との衝突の場面ではなく、義務の衝突の場面であり、受託者の固有の利益取得が生じる場面ではない。仮に、受託者についてそのような利益取得があれば、そのことを端的に忠実義務違反ととらえることになる。

公平義務が善管注意義務の系であるとされるにしても、善管注意義務には反しないが公平義務に反するということがあるのかは、両者を別個のものにとらえるかどうかの概念整理の問題であろう。公平義務は、「同等なものを同等に扱う」という要請であり、あるいはまた、「同じものは同一の取扱い、異なるものはその差異を踏まえた合理的な取扱い」を要請するということがその内容であるなら、複数の受益者が存在するときの善良な管理者としての注意を尽くした信託事務処理と

は何かを切り出す、あるいは、その局面において光を当てるのが公平義務であって、それは、善管注意義務の一類型とすることができる。

そして、「公平に」とは、信託行為に従った異なる取扱いを排除するものでもないし、また、それに優先するものでもないから、結局、信託行為によって要請されている取扱いを実現することに帰着すると考えられる。つまり、公平義務に違反しないかどうかは信託行為の解釈の問題であり、信託行為の文言から不明瞭な事項については、特に信託目的に照らして解釈していくことになる。

② 信託目的について

信託行為では、本件収益不動産について、受益者の同意³⁾を要せず、受託者Cがその判断において売却することができる旨、および、売却されたときは信託財産から毎年500万円を受益者Bに交付する旨が定められている。それ以上に、どのような場合に売却ができるのかについて具体的な指針はない。たとえば、信託行為に「必要となった場合には」といった文言があれば、売却の必要がなければそのまま保持することがまず要請されるという指示を引き出すことが可能と思われるが、そういった記載もない。そのため、売却については、信託目的⁴⁾に照らして、その可否や相当性が判断されることになる。その場合も、売却の判断について受託者Cの裁量に委ねられるという趣旨ではないかと解されるから、可否や相当性といっても、裁量の範疇であるのかを判断することになろう。

(ア) 信託目的の内容および相互の関係

信託目的は2つが示されているが、その内

容や相互の関係は必ずしも明らかではない。

まず、信託目的①は、受益者Bに関して、前半部分で本件居住不動産につき居住の利益をBに保障することを示しており、後半部分でBの生涯にわたる安定した生活の保障を示している。信託目的①の前半部分からは本件居住用不動産におけるBの居住の保障が導かれ、後半部分からは信託財産の管理運用を通じた収益による生活費の保障が導かれる。なお、たとえば、Bが本件居住用不動産での生活が困難または不適切となったようなときは、別の場所を手当てすることも信託事務処理に含まれるように思われ、本件居住用不動産以外の場所（老人ホームなど）での居住の確保は、後半部分から導かれる内容となろう（月々の収益の交付とは、別途、手当されることになると考えられる）。

次に、信託目的②は、受益者Cに関して、その後半部分において受益者B死亡後にCへの財産承継を円滑に行うことが示されているが、前半部分において信託財産の価値を維持するための管理・運用が述べられていることの意味は、明瞭ではない。述べられているのは「信託財産の価値の維持」であって、「増加・増価・拡充」といった表現は現れていない。他方、信託財産の価値を維持することは、言うまでもないことと思われるから、これがあえて特に言及されているのは、Cに承継される財産の拡充を語る趣旨なのかもしれない。しかし、遺言書の「Bに従前と同様の不自由のない生活を送らせたいが、最終的に、信託財産を承継するCにその管理・運用を行わせるのが適当と考える」旨の記載からは、ことさらに信託財産の価値の増加をうたうものではなく、信託目的①のもとで受託者兼残余財産受益者Cが受託者として管理運用を行うこ

とで、信託目的②の後半部分である円滑な承継につなげることに主眼があるように思われる。そうだとすると、本件収益不動産の売却は、少なくとも信託目的②に「抵触はしない」とは言えるであろうが、信託目的②と整合するといえるかどうかは疑問であろう。

以上に対して、仮に、信託目的②が、信託財産の価値の最大化のための信託財産の管理・運用を含意するものなら、さらに個別事情を考慮・評価する必要が生じる。

(イ) 個別事情の考慮・評価

(i) 生涯受益者と残余財産受益者の指定

生涯受益者と残余財産受益者の両者が定められているとき、残余財産受益者はいつ権利を取得するのが不明であることから、生涯受益者を残余財産受益者よりも優遇することが委託者の意図にかなない、信託の目的から正当化されることが多いとする指摘がある⁽⁵⁾。もっとも、この指摘が想定している設例は、生涯受益者が死亡した時点で生存している委託者の子または孫に信託財産を交付するものとされており⁽⁶⁾、誰が残余財産受益者となるかについて不確定であるところ、本件信託の場合に、残余財産受益者がCと特定されていることをどう見るかという点がある。

また、信託目的②を信託目的①よりも重視するという場合、受益者Bの居住の保障と生活の安定を脅かしても、信託目的②による信託財産の価値の最大化を図るべきであるという帰結は、本件信託の場合には導けないであろう。信託目的①と信託目的②の「緊張関係」は、Bにどれだけゆったりとした生活をさせるかにかかっており、ここでは、Bの利益の内容が何かということが問われているといえよう。

関連して、信託行為の解釈として、売却の場合に毎年500万円を交付するということが、どのような趣旨であるのかについての解釈問題がある。生活費として毎年500万円交付するということが最低限の保障であり、それで信託目的①に抵触することはないことを含意しているように思われる。そうすると、毎年500万円を超える部分をどれだけBに保障するかということがあり、信託目的①がそれを極力要請するのかどうかによると考えられる。

(ii) 残余財産受益者Cが受託者とされていることの評価

第三者を受託者とするのではなく、残余財産受益者Cを受託者とするものの主眼は、円滑な承継の実現にあるが、それに加えて、収益不動産の売却の可否にも影響するだろうか。

裁量権をCに与えることで、「Cの利益に偏った財産管理・運用」を避けることを重視していない、あるいはそれを懸念していないということではあろうが、Cの利益に偏った財産管理・運用がされるとしても、よほどでない限り不問とする、言い換えれば、信託目的②をそれだけ重視するという方向だと評価してよいのかどうか。むしろ、受益者Cが受託者になるときは、偏っていないということについてより鋭敏になるようにも思われる。

(3) 仮に裁量逸脱とされた場合

受託者による収益不動産の売却について、仮に裁量の逸脱とされた場合であっても、直ちに権限外行為（信託法27条参照）となるわけではないと考えられる⁽⁷⁾。

受託者が裁量を逸脱したことについては、

善管注意義務違反として（信託法29条2項）原状回復・損失填補責任が生じ得る（信託法40条1項）。ただし、受託者は、収益不動産の売却が裁量に含まれることの判断において、善良な管理者の注意を尽くしていたこと（つまり、無過失であること）を立証すれば免責されると解すべきである⁽⁸⁾。

受託者に過失があり原状回復・損失填補責任を負う場合、受益者Bの利益の侵害のみが問題となっているから、対応としては、収益不動産を売却しなかった場合に得られる賃料収入に相当する額をBに対して支払うことが可能となるような原資を固有財産から補填することや、信託財産を取り崩して上記の額をBに対して支払うこととしつつ、必要になったときには固有財産から補填することが考えられる。

まとめ

以上、限定的な範囲ではあるが民事信託において想定される紛争類型に係る法的問題を取り上げて検討した。本件信託において、受託者による収益不動産の売却は禁止されているのではなく、予め想定された行為である。ただ、できるだけ高価で売却することが受託者として適切な行為であるのか、受益者であるBに交付される収益の額が高くなるように売却することが適切な行為であるのかということが、信託行為の定めから明らかでない。また、仮に賃料収益の確保が重要であると考えたとしても直ちに売却が不要となるわけではない。たとえば、不動産価格の下落によって年間500万円の収益を確保できなくなることが合理的に予想される状況であれば、年間500万円の収益を確保するために早期に売却

することが必要となる。それでは受託者としてどちらの行動を取るべきかについては、売却した後は年間500万円の給付を生じさせるという信託行為の定めがどのような趣旨によるものなのかということが大きく影響する。つまり、少なくとも年間500万円は確保した上でそれ以上の給付が受けられるように定めたということなのか、それとも、当初から500万円程度の給付を受けられる権利として定めたに過ぎないということなのか。どう理解するかによって、違いが生じる。

民事信託であることによる特有の論点や解釈論が存在するわけではないものの、複数の受益者間の利益を調整する受託者の行動として悩ましいケースや、また、受託者が専門業者ではないことに起因して問題が顕在化するケースは多いと思われる。

複数の受益者が存する場合の受託者の信託財産の管理・運用（特に処分）の方針については、当事者の利益が衝突するケースも多く、その指針が明記されていない場合には諸々の事情を総合考慮するほか無く、受託者の判断に困難が生じる場合も想定される。民事信託においては、信託の開始時に信託の当事者においてそのような認識に欠けており、矛盾を孕み得る複数の信託目的が単純に併記されているケースもまま見られる。実務上は、たとえば、信託目的に優劣を付す、信託財産の処分についてそれが可能なケースを限定するなど、解釈論というよりも信託行為において可能な限り明確化することによって対応していくことが望ましいと思われるが、委託者の意思を適切に実現できる程度の柔軟性を確保しつつ、バランスのとれた実務を模索していくことが今後の課題と考えられる。

＜補論＞家族が受託者に選任された場合の利益相反—アメリカにおける議論の文脈

アメリカでは、委託者が信託を設定する際に、家族や親族または友人に受託者になってもらうことが多い。その受託者も同時に信託受益者と指定されることがあり、また、他の家族や親族も何らかの形で受益者と指定されたり、委託者の相続人や受遺者であったりすることも少なくない。こうした場合、受託者と受益者の利益は、信託設定の時点から潜在的に相反し得る。アメリカ信託法を巡る議論では、そうした状況を「構造的利益相反（structured conflict）」ということがある。この状況で、受託者としてはどう行為すべきだろうか。また、裁判所は、受託者の行為が適切か不適切かをいかに判断し、不適切と判断した場合にいかなる救済を認めるだろうか。あるいは遡って、受託者の行為が不適切と評価されないためにはどうしたらよいらうか。以下では、これらの問題についてのアメリカの議論状況を、具体的な判例を取り上げつつ、その理論的な広がりまで検討してゆく。

以下でみるように、構造的利益相反は、信託法に関する様々な論点について問題となり得るし、後見や遺産管理などの隣接領域にも広がりをもつ問題でもある。具体的な事案を見ていくと、事案の具体的事実が判例の結論に影響を与えることもあれば、裁判所によって判断が分かれることもある。したがって、民事信託における当事者間の利益の衝突に関する問題に端的な回答を与えるものではない。ただ、具体的な事案を検討することで、構造的利益相反の状況でいかなる問題が生じ得るか、信託設定時など早い段階でいかなる

工夫をすれば紛争を回避できるか、示唆を探ることとしたい。

(1) *In re Rothko's Estate* 事件から

アメリカ信託法のケース・ブックでよく取り上げられる忠実義務に関するリーディング・ケースに、*In re Rothko's Estate* 事件(1977年。以下「Rothko 事件」という。)⁽⁹⁾がある。利益相反の認定や忠実義務違反に対する救済の面で注目されることが多いが、この事件にも構造的利益相反が存在する。

この事件では、有名な現代画家ロスコー(Mark Rothko)が、遺言の中で3人の遺言執行人を指定した。うち1人は画廊マルボロ・ギャラリー社の取締役ライス、もう1人は知人の画家スターモズだった。ロスコーが死亡すると、遺言執行人らは遺産に含まれた絵画をマルボロ社を通じて次々に売却した。これは高額の売買手数料を得るマルボロ社の取締役ライス、マルボロ社に取り立てられる画家スターモズに利益をもたらす。これに対し、受遺者であるロスコーの娘が訴えを提起し、裁判所は緊急的差止め命令や暫定的差止め命令を発し、早い段階から利益相反取引を禁じた。裁判所は、また、それでも売却され第三者に渡った絵画については、売買契約を取り消した上で、絵画そのものの取戻しかまたは判決時までには上昇した絵画の価格の賠償を命じた。遺言執行人の事例ではあるものの、受託者の利益相反に機動的に対処し厳格な救済を認めるアメリカの裁判所の立場は、信託法分野にも当てはまると考えられてきた⁽¹⁰⁾。

しかし、Rothko 事件の判決で命じられた損害賠償に対しては、過度に制裁的だとの批判も強い。判決時の絵画の価格に相当する損害賠償は、忠実義務に違反した受託者に対し、

価格変動リスクに対する保険の提供を命ずることに等しい。また、遺言執行人による絵画の売却条件は、ロスコー自身が生前に行った取引の条件とあまり変わらず、忠実義務違反がそこまで重大だったかにも疑問がある。さらにまた、利益相反の立場にある遺言執行人を選任したのもロスコー自身であり、利益相反も構造的なものだった。こうした事情に照らせば、損害賠償の額はせいぜい遺言執行人が取引を通じて得た利益の吐き出しにとどめるべきだ、というのである⁽¹¹⁾。

このようにアメリカでは、忠実義務違反に対しては、ときに徹底した利益吐出しという厳格な救済が認められる。しかし同時に、委託者が選任した受託者が受益者と利益相反し得る立場にある場合に、どこまで厳格に規律すべきかということについては、アメリカでも論者によって意見が分かれている。

(2) 受託者と連続受益者との間の構造的利益相反

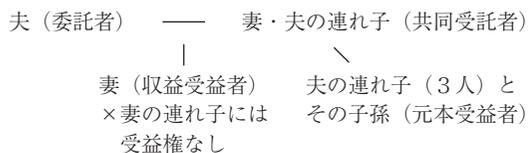
アメリカのケース・ブックで扱われる具体的な信託の事案で見てみよう。構造的利益相反が問題となるのは、典型的には、家族の中の資産承継で、受託者に受益者を兼ねる人を選任した受益者連続型の信託である。受託者である受益者と、後続の受益者との間での公平義務が問題となる⁽¹²⁾。

① Howard 事件

Howard v. Howard 事件(2007年。以下「Howard 事件」という。)⁽¹³⁾では、それぞれ以前の結婚からの連れ子のいる夫婦が、財産承継のために設定した信託が問題となった。信託の定めでは、夫が妻より先に死亡した場合は、妻の生存中は妻に収益を分配し、妻の

死亡後は前妻の子とその子孫に元本を分配するものとされた。そして、妻の連れ子については、財産を遺さない旨が明記されていた。

委託者の死亡後、信託の定めに従い、妻と前妻との息子の一人が共同受託者を務めた。しかし信託財産の分配をめぐる争いとなり、受託者らが信託文書の解釈を求めて裁判所に訴えを提起した。



裁判では、信託文書の解釈が争われた。問題となったのは、「私の妻の扶養、安らぎ、友情、楽しみおよび望み（support, comfort, companionship, enjoyment, and desires）が残余財産権者のすべての権利よりも優先されるものとする」という条項である。元本受益者かつ共同受託者である前妻との息子は、この条項の解釈にあたって、収益受益者である委託者の妻（元本受益者の継母）に、信託以外にいかなる収入や資産があるかを考慮すべきだと主張した。そうでないと、委託者の妻（元本受益者の継母）に信託財産が支払われ、それが妻の資産の充実に使われ、実質的には受益者から排除された妻の連れ子への財産を充実することになる、というのである。

しかし、裁判所はこの主張を退けた。妻の連れ子に受益させないことが、収益分配にあたり妻の他の収入や資産を考慮すべきことを必ずしも意味しないし、妻が自分の子に贈与をしてはならないことを意味するわけではない。信託条項の解釈にあたって裁判所は、信託を起案した弁護士の起案時のメモと裁判時の証言を重視している。起案時のメモによる

と、夫婦は当初、受託者に元本を取り崩す裁量を与えようとしていたが、夫婦とも経済的にかなり余裕ができたためにその必要はないと判断した経緯があった。その上で弁護士の証言では、夫の希望としては、受託者に元本を取り崩す裁量を与えなくとも、依然として自らの死後の妻のための備えを最優先と考えていたこと、また上記の信託条項は、オレゴン州法の公平義務を排除し、妻への分配に重きを置くために設けたものだったことが明らかにされた。こうした証拠に基づき、裁判所は、信託文書の解釈として、共同受託者が収益受益者に信託財産を分配する広い裁量を認め、妻勝訴とする判決を下した。

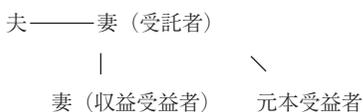
このHoward事件は、Rothko事件のような派手さはない。しかし、その地味さそのものが、重要な示唆を与える。第一に、信託の起案が、委託者と起案担当弁護士の意思疎通に基づき、慎重に行われた。第二に、受託者が共同受託者であり、単独受託者が暴走せず、早い段階で見解の違いが明確にされた。第三に、裁判所に解釈を求める訴えによって、財産の分配が終わってから分配の無効、損失填補、利益吐出しなどの救済を争う大掛かりな紛争が予防できた。問題の信託は裁判にまで発展したものの、これらの要因により紛争はかなり限局できたといえる。

アメリカのケース・ブックは、この事件を踏まえ、互いに子連れで再婚した夫婦のように複雑な家族関係を前提に、死後残された配偶者に十分な収入を確保しつつ、自分の子に最終的な財産を確保するには、どのような信託条項を起案したらよいか、考えさせている。委託者の子と配偶者がほぼ同じ年齢だったらどう信託文書を起案するだろうか。どのような場合に、中立的な法人受託者が勧められる

だろうか⁽¹⁴⁾。

② Harootian 事件

事案としては似ているが、若干事実関係が違う事件として、Harootian v. Douvadjian 事件（2011年。以下「Harootian 事件」という。）⁽¹⁵⁾をみてみよう。信託を設定した夫は、妻を収益受益者とするとともに受託者にも指定していた。夫の死亡後、妻は受託者として行為し、信託と妻の負担する税金を信託から支出したり、元本受益者が提供する看護サービスの報酬を信託から支払ったり、信託財産の不動産を維持するための流動資金を確保するため自ら貸付けをするなどした。結果として、妻が亡くなった時には、元本はほとんどなくなっていた。このため元本受益者は、受託者による上記の支出は裁量権の逸脱にあたるとして、妻の遺産に対し損失填補を求めて訴えを提起した。



この事件でも、信託文書の解釈が問題となった。争いになったのは「〔委託者〕の死後、〔妻〕が生存した場合には、受託者は元本を取り崩し、〔妻〕の合理的な安らぎと扶養のために支出する権限を有する。ただし、受託者に与えられたいかなる権限も、受託者単独の裁量権により行使される。」という条項である。

裁判所は、判例を引用しつつ、この条項に「必要がある場合には（when in need）」あるいは「もし必要なら（if needed）」支出する権限を有するという限定が付されていたならば、受託者は、収益受益者（本件では妻自身

に別に収入や財産がある限り支出できないと解釈できるとした上で、しかし、信託文書の条項にはそうした限定句がない以上、受託者は扶養のためであれば、信託財産からの支出につき広い裁量権が認められると判示し、原告である元本受益者の訴えを退けた。

この事件は、先の Howard 事件と比べると、もう少しやりようがなかったのかと思わせる事案である。第一に、裁判所は、妻に対し、自分の扶養のためならば収益と元本をすべて自らに支出できるような広い裁量権を認めた。しかし、元本受益者にほとんど財産が残らないというのが、本当に夫の望んだことだったのかについては疑問が残る。第二に、信託文書の定めが Howard 事件よりも曖昧だったように見受けられる。第三に、受託者が単独で裁量権を行使できたため、元本受益者が早期に気づくことができず、Howard 事件のように財産の分配前に解釈を争う機会を逸してしまった。元本受益者が訴えを提起した時点で、受託者兼収益受益者である妻が死亡しており、元本がほとんどなくなっていた。

とはいえ、この信託はそもそも妻に対して受益させることだけに眼目があり、元本受益者となったサービス提供者は、このような信託から最終的な財産分配を期待すべきでなかったということかもしれない。いずれにせよ、この事件からも、受益権の設計、受託者の選任、支出の基準の規律など、信託の設定時点でのプランニングが、構造的利益相反への対処に重要な意味を持つことが示唆される。

(3) 法理論上の含意

Howard 事件と Harootian 事件からは、構造的利益相反を許容しつつ、これをどう管理・規律するかを重視するアメリカ信託法の態度

が伺える。構造的利益相反には受託者の権限濫用のリスクが伴うが、これを許容する態度には、リスクを上回るベネフィットの存在が想定される。ひとつのベネフィットが、委託者の意思の尊重である。もうひとつのベネフィットとして、家族や知人を信頼したほうが、結果として委託者の望む財産分配が実現する、との考えを伺うことができる。

このことは、法理論的にみると、一定の場合に厳格な忠実義務の例外が認められることを含意する。いわゆる「問答無用（no further inquiry）」ルールの適用の例外である。問答無用ルールは、受託者が利益相反の立場で行為した場合には、その行為が意図的か否か、受託者の利益になっているか否かを問わず、またその行為が最終的に受益者の利益にかなうと受託者が抗弁してもそれを検討するまでもなく、受託者の信託義務違反を問うという大原則である。そのような厳格な立場をとることで、受託者が自らの利益を信託の利益より優先しようとする誘惑を絶つことができる。また、定形的かつ予防的に利益相反を禁ずることで、受託者が信託に違反しないか常に監視するという、困難かつ負担の重い行為から受益者を解放する意義もある。

このことを、統一信託法典の忠実義務に関する規定から見てみる。同法典802条は、(a)項で、受託者は、受益者の利益のみのために信託を運用しなければならないと定め、(b)項で受託者の自己取引その他の利益相反取引は、原則として取り消し得ると定める。しかしその(b)項但書には、いくつもの例外規定がおかれている。(b)項但書では、(1)信託条項で授權された取引、(2)裁判所が許可した取引、(3)受益者が出訴期限内に訴えを提起しなかった場合、(4)受益者が同意、追認または免責し

た場合、(5)受託者が着任前に結んだ契約や得た請求権が例外とされる。構造的利益相反は、一次的には(1)信託条項での授權、副次的に(2)裁判所の許可で許容されることになる。

「問答無用ルール」をより広い文脈で見ると、このルールには、統一信託法典802条(b)項但書のほかにも、多数の例外が存在する。受託者が信託財産から報酬を受け取るとは、実質的には利益相反にあたるが、今日では許容されている⁽¹⁶⁾。法人受託者が信託財産の現金を同一法人の銀行部門に預金したり、同一法人または関連法人のミューチュアル・ファンドに投資したりすることも例外として認めている⁽¹⁷⁾。こうした事情を踏まえ、ラングバイン教授は2005年の論文で、「問答無用ルール」はもはや維持できないと論じた。そして、受託者に「受益者の利益のみのために行為する」ことを求めるよりも、「受益者の最善の利益のために行為する義務」という、より緩やかな義務を負わせるべきだと主張した⁽¹⁸⁾。しかし、これに対しては批判も強い⁽¹⁹⁾。

構造的利益相反のもうひとつの法理論的含意が読み取れるのが、受託者解任の場面である。第3次信託法リステイトメントは37条で受託者の解任について定めている⁽²⁰⁾。裁判所は、受託者が利益相反の立場にあることを理由に受託者を解任することができるが、受託者が委託者によって選任された場合には、利益相反だけを理由には解任せず、慎重な立場をとる。

ただし、構造的利益相反の下で行為する受託者は、解任されないからといって、自由に行為できるわけではない。受託者は、あくまでも受益者の最善の利益を図る義務を負い、受託者の信託運用に関わる行為の合理性が争われれば、裁判所も慎重に審査を行う⁽²¹⁾。

ケース・ブックやリステイトメントのコメントでは、受託者が利益相反の影響を受ける可能性のある行為をする場合に、取り得る手段がいくつか挙げられている。第一が、法律面やファイナンス面で独立の助言者を立てることである。第二が、裁判所の指示を仰ぐことであり、あわせて第三に、特定の利益相反行為を代行する臨時受託者（trustee *ad litem*）の選任を求めることができる。第四に、複数の受託者を選任することで利益相反に対処することも考えられる⁽²²⁾。

(4) 後見・遺産管理への広がり

構造的利益相反の提起する問題は、信託に留まらない広がりを持っている。後見人、成年後見人、遺産管理人・遺言執行人について同様の問題が生じ得る。このことは、信託が後見・遺言代替として使われるアメリカでは、自然なことでもある⁽²³⁾。

信託と後見・遺産管理の問題状況がすべて同じわけではない。信託では受託者の選任が委託者の自由に任されるが、後見人や遺産管理人・遺言執行人については州法や裁判所の運用によって家族が優先されることが多い。具体的には、後見人や遺産管理人・遺言執行人の選任にあたって、立法で候補者の優先順位が定められており、家族が高順位に挙げられる。統一遺産管理法典における後見人の定めを例に取れば、後見人の候補者としては、事前に選ばれた者、持続的代理権を与えられた者、配偶者、成人した子、親、申請以前に6か月以上同居していた者という順位が定められている⁽²⁴⁾。最近の全米調査では、財産についての後見人のうち73%が家族または友人、12%が専門職、12%が公的後見人、3%がボランティア、その他18%という結果が報

告されている⁽²⁵⁾。

統一代理権限授与法も、持続的代理権を与えられた人が利益相反に立つことを明示的に許容し、かつ代理権者が自ら利益を得る形で権限行使をすることを一定の範囲で認めている⁽²⁶⁾。むしろ問題は、どこまで裁判所の許可なしに利益相反行為ができるかである。一般論として、持続的代理権者は、利益相反行為によって得られる利益が付随的なものであれば特段の許可を求める必要はないが、より重大な自己取引については裁判所の許可を要する。たとえば、持続的代理権者が本人に代わって自分や自分の親族に贈与をすることは、クリスマスのギフト程度であれば許されるが、特段の理由のない大きな資産の移転であれば許されない。しかし、本人の資産を再構築してメディケイドの受給資格を得させて長期ケアを確保しつつ、本人やその配偶者や子孫その他の受益者の財産を確保するために自己取引をするのであれば、裁判所が審査のうえで許容することはあり得る⁽²⁷⁾。

アメリカの後見の文脈において、構造的利益相反を許容してゆく傾向は、なるべく被後見人の自律性を尊重し、被後見人が能力を喪失しても、被後見人が能力を有したらどのような財産の処分をしていたかをできるだけ忖度しよう、という思想の転換を反映している⁽²⁸⁾。

その意味で、信託の文脈での構造的利益相反の議論を理解するには、後見や遺産承継を含む広い文脈を踏まえて理解することに一定の意義がある。遺言執行人と構造的利益相反の事例は、冒頭のRothko事件で見たので、以下では後見人に関する事案を検討する⁽²⁹⁾。

Fielder v. Howell 事件（1981）⁽³⁰⁾では、後見人が、夫と、被後見人である母親と共同名

義で定期預金を保有していた。後見人がこの定期預金を解約して現金化したところ、被後見人の死後にその兄が訴えを提起し、これが利益相反取引で無効だとして、引き出した現金を遺産に戻すよう主張した。しかし裁判所は、共同名義の口座が後見人が開始されるかなり前から設定され、被告後見人が後見開始前から残存者権を有していたとして、訴えを退けた。後見人が、引き出した現金を被後見人である母のために用いるとともに、被後見人の他の財産を保全することに意を用いていたとも認定されており、これが結論に影響を与えた可能性もある⁽³¹⁾。

しかし州によっては、家族の潜在的な利益相反に寛容な Fielder 判決と異なる立場をとった判例もある。In re Conservatorship of Hanson 事件（2004）⁽³²⁾では、後見人の妻と被後見人の夫は、後見人が開始されるかなり前に結ばれた合意により、夫が妻に同居の費用を定期的に支払うことを取り決めていた。しかし裁判所は、意思能力のあった時期の同意に基づく支払いであっても、後見開始以降は、被後見人の財産から後見人への支払いは違法な利益相反にあたるとの判断を下した。そして後見人に対し、支払われた財産に基づく利得の吐出しを命じた。

この二つの事例から分かるように、能力を喪失した人の財産管理を家族が行う場合に、潜在的な利益相反にどこまで寛容な立場をとるかをめぐっては、アメリカでも未だ議論に決着をみていない。個々の事例での判断も、一律なルールで割り切るのは難しく、後見人と被後見人の関係、事前の合意の文脈、後見開始後の支払いの額や目的など、事件ごとの個別事情によって結論は変わり得る。構造的な利益相反の問題は、今日のアメリカでも、信

託に留まらず、後見や遺産管理の分野にも共通する大きな課題のひとつとなっている。

他方で、後見の事例を上記の信託の事例と比べてみると、本人の能力喪失時のアレンジは、信託によって事前にプランニングをすれば、後見に伴う困難を回避ないし軽減できる可能性もみえてくる。信託を用いれば、受益者の能力喪失前から喪失後、さらに死亡後の遺産承継まで連続して委託者の財産の分配方針を定めることができ、裁判所もこれを尊重する。疑義があった場合には、アメリカの受託者であれば、裁判所の指示を仰いで責任を回避できる。これに対して後見については、事前に後見人を指定できるとはいえ、被後見人の様々な好みやニーズをあわせて後見人の行為を予め定めようとしても限界がある。裁判所による監督も、被後見人の財産保全を旨として、保守的になりがちである。一概には言えないが、以上の事例からは、構造的な利益相反の場面で、後見代替としての信託がむしろ後見よりも有用な場合が少なくないことが示唆される。

(5) 結 語

以上で検討できた判例や論点は限られている。それでもアメリカの議論からは、受託者や後見人などの受託者に家族が選任された場合、潜在的な利益相反を許容し、受託者自身に利益を与える取引であっても、親族でない受託者の利益相反取引よりも寛容に扱う傾向を見ることができた。家族や知人は、成人の能力低下の場面であれ遺産承継の場面であれ、本人の事情をよく知っているし、普通は無報酬で後見人や受託者を引き受けてくれる。家族・親族は、形式的には利益相反的な立場に立っても、法的義務よりは自然な愛情

に従って、老いた親や親戚を食い物にせずに大事に扱う。そうした前提に従った方が、多くの場合、財産管理に本人の希望を反映させつつ、スムーズかつ安価に進めることができる⁽³³⁾。

しかし、家族内で一定の利益相反が許容されるとはいえ、家族や親族が託された財産を我がもの扱いすることは許されない。許容限度を超えた利益相反取引に対しては、損失填補や利益の吐出しなど厳格な救済が認められる場合もある。構造的利益相反の下でどこまで受託者が自らの利益になる行為をしてよいか、裁判所の判断は事案の具体的な事実関係によるし、信託の設計や信託文書の文言によって結論も変わる。裁判所による見解も分かれている部分もあり、きれいな理論的整序が難しい面もある。同時に、構造的利益相反の問題は、信託から後見や遺産承継まで広がりが大きいことが認識され、その射程をめぐっては、近年のアメリカで理論的関心も高まっている⁽³⁴⁾。

そうした中で、信託は、構造的利益相反に伴って起こり得る問題について、あらかじめプランニングと対処を可能にする手段を備えている。具体的に本稿で見た手段としては、信託行為における受益権の規定、複数の受託者の選任、専門家受託者の活用、早い段階での裁判所の関与などを挙げることができる。これらの手段を用いれば、信託は後見・遺産管理の代替として使えるだけでなく、場合によっては、後見や遺言よりスムーズなプランニングと財産分配をも可能にする。裁判所との関係でも、早期に裁判所の見解を仰ぐこともできれば、後見や遺産管理のような煩瑣で柔軟性の欠けた裁判所の関与を回避できるし、財産が失われた後に忠実義務違反を巡る泥沼の

法廷闘争を防ぐこともできる。日本では、信託が個人の財産管理や資産承継に用いられるようになってまだ日が浅く、後見を巡る実務も試行錯誤が続いている。アメリカの手法をそのまま日本に持ち込むことはできないかもしれない。しかし、家族を受託者として活用し、構造的利益相反に柔軟に対処する発想を信託・後見・遺言執行を横断してとる考え方は、今後の実務の積み重ねが予想される日本にとって示唆に富むと思われる。

【注】

- (1) たとえば、浅岡輝彦＝佐久間亨編著『家族信託もちいた財産の管理・承継』228-229頁(清文社、2018年)〔伊庭潔〕。
- (2) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』135頁(商事法務、2008年)。
- (3) 受益者の同意といっても、Cは受託者でもあるから、必要となるのは受益者Bの同意となろう。
- (4) なお、「信託の目的」という語が、信託法上、様々なところで使われているが、ここでは受託者の行動基準としての意味が問題となっているから、信託目的には、信託行為に「信託目的」として記載されていることに限らず、受託者の行動を決定する基準となるような取決めが含まれることとなる(道垣内弘人『信託法〔現代民法別巻〕』44-45頁(有斐閣、2017年)参照)。
- (5) 佐久間毅『信託法をひもとく』125頁(商事法務、2019年)。
- (6) 佐久間・前掲(注5)120頁。
- (7) 受託者の主観面において受益者の利益を犠牲にして利益を図る目的で行う行為—代理における代理人の権限濫用になるような行為—については、忠実義務に関する信託法30条違反となり、原状回復・損失填補責任(信託法40条1項)が生じるだけでなく、権限外行為となる余地があると指摘されている(信託法30条の適用領域について能見善久＝道垣内弘人編著『信託法セミナー(2) 受託者』149-151頁(有斐閣、2014年)、信託法30条に違反した場合の取引の効力について同書163-167頁参照)。想定事例については複数の受益者間の利益相反・利害対立であることから善管注意義務の問題であると整理したが、収益不

動産の売却について裁量の逸脱があるだけでなく、それに加えてCがBの利益を犠牲にして将来受け取る財産を増やそうとする目的を有していた場合、信託法30条に違反して権限外行為となるという考え方もあり得る。

- (8) 道垣内・前掲（注4）225-226頁参照。
- (9) 43 N.Y.2d 305, 372 N.E.2d 291. ROBERT H. SITKOFF & JESSE DUKEMINIER, *WILLS, TRUSTS, AND ESTATES* 602-11 (10th ed. 2017); 植田淳「信託の関係における忠実義務違反 [In re Rothko's Estate]」樋口範雄＝柿嶋美子＝浅香吉幹＝岩田太編『アメリカ法判例百選』224頁以下（有斐閣、2012年）。
- (10) SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS §24.10 (5th ed. 2007); Tamar Frankel, *Fiduciary Law*, 71 Cal. L. Rev. 795, 822 (1983).
- (11) Richard V. Wellman, *Punitive Surcharges Against Disloyal Fiduciaries-Is Rothko Right?*, 77 MICH. L. REV. 95, 113 (1978); John H. Langbein, *The Contractarian Basis of the Law of Trusts*, 105 YALE L. J. 625, 666 (1995).
- (12) SITKOFF, et al., *supra* note 9, at 667.
- (13) 156 P.3d 89 (Or. App. 2007). Sitkoff p.667.
- (14) SITKOFF, et al., *supra* note 9, at 668.
- (15) 954 N.E. 2d 50 (Mass. App. 2011).
- (16) Uniform Trust Code §802 (h).
- (17) Id. 802 (f).
- (18) John H. Langbein, *Questioning the Trust Law Duty of Loyalty: Sole Interest or Best interest?*, 114 YALE L. J. 929 (2005).
- (19) Melanie B. Leslie, *In Defense of the No Further Inquiry Rule: A Response to Professor Langbein*, 47 WM. & MARY L. REV. 541 (2005).
- (20) Restatement (Third) of Trust §37.
- (21) *Id.* cmt. f (1).
- (22) *Id.* cmt. g.
- (23) David J. Feder & Robert H. Sitkoff, *Revocable Trusts and Incapacity Planning: More than Just a Will Substitute*, 24 ELDER L. J. 1 (2016).
- (24) Uniform Probate Code §5-413 (a); Uniform Guardianship, Conservatorship, and Other Protective Arrangements Act §410.
- (25) Administrative Conference of the United States, *Social Security Administration Representative Payee: Survey of State Guardianship Laws and Court Practices* 16 (Dec. 24, 2014).
- (26) Uniform Probate Code §5B-114 (d); Uniform Power of Attorney Act §114 (d), cmt. (2006).
- (27) この段落の記述は、Nina A. Kohn, *Fiduciary Principles in Surrogate Decision-Making*, in THE OXFORD HANDBOOK OF FIDUCIARY LAW 249-63 (Evan J. Criddle, Paul B. Miller, & Robert H. Sitkoff, eds., 2019) による。上記 Harootian 事件における受託者の自己取引も、この事例に対応する。前掲注15および対応する本文参照。
- (28) See Uniform Guardianship, Conservatorship, and Other Protective Arrangements Act §313 (d), cmt.
- (29) 以下の事案は、Elizabeth S. Scott & Ben Chen, *Fiduciary Principles in Family Law*, in Criddle et al., ed., *supra* note 27, 249, 256 n.38による。
- (30) 631 P.2d 249 (Kan. Ct. App. 1981).
- (31) 他州でも追隨する判断が³下されている。In re Estate of Ross, 131 A.3d 158 (R.I. 2016).
- (32) 682 N.W.2d 207 (Neb. 2004).
- (33) Kohn, *supra* note 27, at 256-66.
- (34) Evan Criddle, *Stakeholder Fiduciaries*, in FIDUCIARIES AND TRUST: ETHICS, POLITICS, ECONOMICS, AND LAW 105-127 (Matthew Harding & Paul B. Miller eds., Cambridge U. Press, 2019).

受益者の意思能力喪失が信託事務の処理に与える影響と受託者の対応

目 次

はじめに

1. 想定事例

2. 受益者が意思能力を喪失した場合に受託者がとるべき行動

- (1) 受託者裁量型の信託（土地信託）
- (2) 受益者指図型の信託（その1・有価証券管理処分信託）
- (3) 受益者指図型の信託（その2・金銭信託）

3. 受託者から行う信託の変更

(1) 受託者から委託者・受益者への意思表示による信託の変更

(2) 特別の事情による信託の変更を命ずる裁判

4. 受託者による成年後見人等の選任申立て

5. 信託の終了

(1) 想定事例について

(2) 信託終了の通知、清算

おわりに

はじめに

高齢社会の進展に伴い信託銀行等においても高齢顧客の増加が見込まれており、信託の設定後に受益者が認知症などによって意思能力を喪失する事例が増加することが想定される。

受益者が意思能力を喪失した場合、受託者の信託事務執行に様々な形で影響が生じ得る。たとえば、受託者が信託財産を運用するタイプの信託であれば、受益者が意思能力を喪失したとしても信託事務を継続することができることが多いと考えられるが、しかし、受益者の同意を得なければならないような重要な局面で信託事務を進めることができなくなってしまう可能性がある。また、信託財産の運用について受益者が都度、受託者に対して指図することが想定されている信託であれば、意思能力の喪失によって直ちに信託事務が中断してしまう可能性がある。また、受託者に対する各種の監視・監督権限が行使されなくなり、受託者に対するモニタリングが期

待できなくなってしまうという問題もある。

以上の問題は、信託行為の定めを置くことによって対応できることが多い。個人の意思能力の喪失は想定されることであるから、個人が受益者となる信託を引き受ける受託者としては、予め適切な信託行為の定めを置くことによって、受益者の意思をできる限り尊重しつつ、その能力喪失に対応できるようにしておくことが必要であろう⁽¹⁾。受益者が意思能力を喪失した場合は信託を終了させるという方法も考えられるが、たとえば、財産の運用を目的として設定される信託であれば、受託者による財産の運用をできるだけ継続させることが信託の目的に適うという場合もあると考えられる。また、財産の承継を目的として設定される信託の場合、受益者の意思能力喪失は起こるということを前提に信託を継続させる方向で設計することが必要となる。

ただし、信託行為の定めによる対応といっても限界があり、受益者が意思能力を喪失した状況のもとで、受託者が受益者の保護を確保しつつ信託目的に即した形で事務を遂行で

きるかが問題となる局面もあり得る。本稿では、基礎的な検討として、まずは受益者の意思能力喪失を前提としていない信託を想定事例として⁽²⁾、信託設定後、受益者が意思能力を喪失した場合に、信託行為の定めを解釈して受託者がとるべき行動について整理・検討することとしたい。

1. 想定事例

検討の前提として、以下の想定事例を置く。

(1) 受託者裁量型の信託（土地信託）

A（個人）は、自身の所有する土地を有効活用するため、自らを委託者兼受益者とし、信託銀行Bを受託者とする土地信託契約を締結した。当該信託契約において、信託目的は、Bが当該土地の上に賃貸マンションを建設し、土地・建物をAのために管理・運用することと定められている。また、賃貸マンションの管理・運用に関し、「Bは建物につき、Bが相当と認める方法・時期および範囲において、修繕・保存または改良を行う。」との定めがある。

Bは、信託契約に基づき、建築工事の発注と銀行からの借入れを行い、賃貸マンションの竣工後は、賃料収入から借入返済金や公租公課、維持管理費等を差し引いた金額を受益者に交付していた。

その後、Aは認知症となり、正常な判断能力を失い、意思能力を欠く状態となった。ただし、Aについて成年後見人等は選任されていない。

そのような中、信託財産である賃貸マンションについて経年劣化に伴う雨漏り・水漏れ等による賃借人からの苦情が目立つようにな

り、Bは、今後も高い入居率を保った上で信託の収支を維持していくためには信託財産から相当額の費用を拠出して大規模なリフォームを行うことが必要であり、また、廃業も念頭に小規模なリフォームに留めるよりも合理的であると判断するに至った。

(2) 受益者指図型の信託（その1・有価証券管理処分信託）

C（個人）は、自身の有する株式の管理・処分を委ねるため、自らを委託者兼受益者とし、信託銀行Dを受託者とする有価証券管理処分信託契約を締結した。信託目的は、当該株式をCのために管理・処分することと定められている。

信託契約において、信託財産である株式の売却、新株の引受け・応募、議決権行使等は、全てCの指図によりDが行うものとされている。

その後、Cが認知症となり、正常な判断能力を失い、意思能力を欠く状態となった。ただし、Cについて成年後見人等は選任されていない。

そのような中、信託財産となっている株式のうち1銘柄について、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として、発行済株式総数の51%に相当する株式数についてはプレミアムをついた買付価格で公開買付を行う旨が公表された。Dとしては、以前のCであればプレミアムをついた価格での買付に応じるよう指図したであろうと考えているが、Cからそのような指図はない。

(3) 受益者指図型の信託（その2・金銭信託）

E（個人）は、自身の今後の生活資金に充てるため、自らを委託者兼受益者とし、信託

銀行Fを受託者とする金銭信託契約を締結した。

信託目的は、当該金銭をEの生活資金とするために利殖し、定時定額で分割交付することにより、Eの生活の安定に資することと定められている。

信託契約には、「EはFに対し、E名義の預金口座に定時定額の振込みを行う方法により、信託財産の中からEに金銭を支払うよう指図することができる」旨の定めがある。

Eは信託契約の定めに基づき、毎月20万円をE名義の預金口座に振り込むよう、Fに指図した。また、Eは併せて、当該預金口座取引の代理人として、Eの身の回りの世話をしていた長男Gを選任した。

その後、Eが認知症となり、正常な判断能力を失い、意思能力を欠く状態となった。ただし、Eについて成年後見人等は選任されていない。

そのような中、Fは、Eの親戚から「長男Gは当初はEの預金口座に振り込まれた金銭をEの生活のために支出し、残額は全てEのために管理していたが、最近はその大部分を自分の趣味のために使うようになった。Eの預金口座への振込を止めて欲しい。」との申出を受けた。

2. 受益者が意思能力を喪失した場合に受託者がとるべき行動

(1) 受託者裁量型の信託（土地信託）

① 大規模リフォーム実施の可否

受託者Bは、自らの判断に基づいて、賃貸マンションについて大規模なりフォームを行うことができるだろうか。

信託契約により、Bは建物の修繕・保存ま

たは改良について信託事務を処理することが認められている。しかし、受託者が裁量を行使して信託事務を処理するにあたっては、受託者は信託の本旨に従う義務を負い、また、信託事務処理にあたっては善管注意義務を負うことは当然である（信託法29条）。ここで問題となり得るのは、受益者が意思能力を失ったことにより、受託者が負う義務の程度が影響を受けることがあるか、また、その結果として、裁量の幅が影響を受けるかということであり、この問題は、当該信託の「本旨」が何かによって解釈されるべきである。

たとえば、信託設定段階で委託者と受託者との間で、信託財産の管理処分の方法を予め合意している中で、受託者の財産管理に関する専門的能力に期待して土地の運用を任せているような、契約的なモデルの信託においては、受益者の意思能力が欠けた場合であっても、受託者が引き続き当初に定められた範囲内で裁量を行使することが、信託の本旨に従った信託事務処理であるといえるだろう。

他方、当該信託が、受益者が安定的に給付を受け続け、その生活基盤を確保する目的の信託であるとするならば、受益者が意思能力を失い、特に安定的な生活基盤の確保の要請が強くなれば、それに従って受託者はより慎重な判断の下で裁量を行使する義務を負うことになり得る⁽³⁾。受益者が意思能力を失って、受益者による受託者への各種監督権限の行使が期待できなくなったという事情も、受託者の裁量を狭める方向に働く可能性がある。

想定事例についてみると、Aは自身の所有する土地を有効活用するために、マンション建設および賃貸について専門的能力を有する信託銀行を受託者として信託を設定したのであるから、運用による収益を上げることに主

眼があるといえる。また、信託契約において、Aが自身の安定的な生活基盤を確保するため設定したことをうかがわせる事情はないから、どちらかといえば契約的なモデルの信託といえる。したがって、Aの意思能力の喪失が受託者の裁量の幅に直ちに影響するということはないと考えられ、Bは、自らが相当と判断すれば大規模なリフォームを行うことができると考えられる。

② 受益者からの同意取得への影響

信託銀行の実務上、受託者の裁量の範囲内の行為であり、かつ、受益者の同意を必要とする信託行為の定めがない場合であっても、日常的に発生しないことを行う場合には、予め受託者が個別に受益者の同意を得るケースが存在する。受託者であるBが大規模なリフォームを行うにあたってAから同意を得ることを想定した場合、Aが意思能力を喪失したという事情は同意の効果に影響するだろうか。

受託者が裁量を有する行為について任意で受益者から得る同意の性格については、複数の見方があり得る。

第1に、信託法42条による受益者の同意による受託者の責任免除が事後的に責任免除することができることを規定したものであると説明されていること⁽⁴⁾を踏まえ、受益者の同意を予め得るのは、善管注意義務違反に基づく責任を免除するものではなく、後で受益者との間で紛争が発生する可能性を減らす事実上の効果を期待しているとの見方である⁽⁵⁾。

この場合、受益者が意思能力を喪失したことによって、受益者の事前の同意を得ることによって紛争発生の可能性を減らす事実上の効果が期待できなくなるという影響があるこ

ととなる。そこで、実務上、受益者の同意がある場合と比較して、将来の紛争発生に備えて当該行為の合理性の根拠資料をより詳細に残しておくといった対応が考えられる。

第2に、受益者の同意を、(i) 当該事項について受託者の善管注意義務を軽減させる旨の信託の変更に関する受益者の意思表示、あるいは、(ii) 当該事項については、受益者が同意した内容に従って受託者は信託事務を処理するとの信託事務の範囲の限定を行う旨の受益者の意思表示と見ることも不可能ではない。もっとも、想定事例では、受託者が信託銀行であるから、(i) のように受託者の善管注意義務を軽減させることは、信託業法・信託兼営法においては認められていない⁽⁶⁾。しかし、(ii) のように、信託事務の範囲の限定を行うことは、信託銀行についても可能であろう⁽⁷⁾。受益者の同意によって信託事務の範囲が限定される結果、同意どおりにリフォームをすれば受託者の義務違反は生じないとみることはあり得るであろう⁽⁸⁾。

この場合、受益者が意思能力を喪失したことによって信託事務の範囲の限定ができなくなるという影響が生じることとなる。

(2) 受益者指図型の信託（その1・有価証券管理処分信託）

① 株式公開買付への応募について

受託者であるDとしては、受益者であるCの指図がなければ、公開買付に応じないこととしてよいだろうか。

これは、指図権者である受益者の意思能力が失われて、有効な指図がなされることが期待できなくなった場合に、指図なく受託者が指図事項に属する信託財産の管理処分を行わなくてもよいかという問題であり、前述した

受託者裁量型の信託（土地信託）の事例と同様、当該信託の「本旨」が何かによって解釈されるべきである。

信託行為において、受益者による指図に基づいて受託者が事務を行う旨が定められている場合、当該指図に従って事務を行うことが、受託者の行うべき信託事務の内容と考えられる。

このため、特段の事情がない限り、受益者による指図がなければ受託者は当該事務を行う義務を負わないし、指図がない場合に何もしないことは、当然、受託者の義務違反を構成しない⁽⁹⁾。また、受益者による指図に基づいて受託者が反復継続的な事務を行っているときは、特段の事情がない限り、受益者による当該指図の変更・撤回が行われるまでは、受託者は当該事務を継続する義務を負い、受益者による指図の変更・撤回がないにもかかわらず当該事務を取り止めることは、受託者の義務に反すると考えられる。

想定事例のように受託者が株式の公開買付に応じるかどうかの問題となる局面については、委託者が当該株式を保有していた意図は受託者に容易には分からないし、意思能力を喪失していなければ公開買付に本当に応じたのかも不明である以上、公開買付に応じることが受益者の利益になるのかどうかは分からない。受託者であるDとしては、受益者であるCの指図がなければ、公開買付に応じないこととしてよく、その結果、当該株式が上場廃止となり、仮に財産的価値が下落したとしても、そのことのみをもって受益者の保護に欠けるとはいえないと考えられる。

② 受益者による指図がある場合

以上では、受益者が意思能力を欠いたため

に指図がなかったことを前提としたが、受益者が意思能力を欠いた状態で受託者に対して指図を行うこともあり得る。このような状況は、指図書面や電話などにより指図を行う信託では想定しにくいですが、パソコンやタブレット端末などを利用してインターネット経由で指図を行う信託の場合、端末上で有効な操作がされると、意思能力を欠いた状態での指図であることに受託者が気づくことは困難である。

意思能力を欠いた者による指図は無効であるから（民法3条の2）、それに従って行った信託事務の処理は指図に従わずに行ったものとなり、受託者の権限違反行為（信託法27条1項）となり、また、受託者の義務違反（信託法29条1項）を構成し得る。

もっとも、受託者が第三者との取引を行った場合には、意思能力を欠いた者による指図に基づいてなされた行為であって有効な指図がなかったことについて、相手方（当該第三者）が悪意重過失で受益者がその行為を取り消せる（信託法27条1項）場合は多くないだろう。

また、指図に従って行った信託事務の処理が客観的には義務違反を構成するとしても、原状回復・損失填補責任（信託法40条）については、受託者は、善良な管理者の注意を尽くしていたこと（つまり、無過失であること）を立証すれば免責されると解すべきである⁽¹⁰⁾。受託者が意思能力の喪失に気づいていない場合に、原状回復・損失填補責任が認められることは多くないと考えられる。

(3) 受益者指図型の信託（その2・金銭信託）

本想定事例の問題の本質は、E名義の預金の払い戻しの代理権を授与されているGが、

払い戻しを受けた金銭をEの生活費ではなく自ら費消しており、結果的にEの利益となっていない可能性があるという点である。ここでは、Fは、受託者として指定された振込口座への入金を止めなければならないかといことと、Gからの払戻請求について応じてよいかということが、それぞれ問題となる。

まず、前述したように、指図型の信託においては、受益者による指図の変更・撤回がない以上、信託契約に特段の定めがない限り当該事務を継続する義務を負うし、当該事務を取り止める義務を負わない。指図の内容およびそれに従った信託事務処理の内容はEの普通預金口座に対する定期的な振込であり、当該預金はあくまでEの財産である以上、受託者FによるE名義の口座への入金自体は、信託の本旨に従ったものといえる⁽¹¹⁾。

次に、Gが払い戻した金銭を自らの趣味に使用したとしても、そのことが直ちに払戻しの効力に影響するわけではないが、GがFに対して払戻しを請求した時点で自ら費消する目的を持っていた場合、Gによる（預金払戻しの）代理権の濫用の問題となる。代理権の濫用については、判例（最判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁）は改正前民法93条但書を類推適用して、相手方が代理人の目的を知り、または知ることができたときは無効となるとしているが、債権法改正でこれが明文化され、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは無権代理とみなされることになった（民法107条）。

通常の代理人による預金払戻しにおいては、払戻しの代理人の代理権の範囲や、代理人の実際の目的については、銀行側は善意無過失のことが多いと考えられる。預金口座取

引の代理人が指定されているときに、ある親族が他の代理権を有する親族の代理権濫用について指摘したとしても、その親族が本当のことを指摘しているかどうかについて銀行は知りえない。また、問題となっているのは銀行が預金債権にかかる債務について弁済を請求されている局面であり、第三者との間で新たに契約を締結するような局面と比較すると、弁済しなければ遅延損害金の支払いを覚悟しなければならない状況に置かれているから選択の余地に乏しいからである⁽¹²⁾。

このような事情のもとでは、銀行は単に代理人からの払戻し請求に応じてよく、払戻し目的の確認などの義務を負うことはないと解される。

ただし、Fは信託の受託者として、Eが代理人Gに授与した代理権の範囲（Eの生活費のために払い戻す権限を有する）を知る立場にあり、そうした中でGが自ら費消する目的でEの預金を払い戻していることをFが知った場合には、預金の払戻しにおける代理権の濫用について悪意または過失があるとみられる可能性があると考えられる⁽¹³⁾。

3. 受託者から行う信託の変更

受益者が意思能力を喪失した場合であっても、信託の変更を行うことにより受託者の裁量権限や信託事務の内容を変更し、受益者の保護を確保しつつ信託事務を継続できるように柔軟な対応を行うことは考えられる。以下では、受託者から信託の変更を行う方法について検討する。

(1) 受託者から委託者・受益者への意思表示による信託の変更

信託の変更が、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときは、受託者は書面または電磁的記録での意思表示により、当該変更を行うことができる（信託法149条2項2号）。それでは、たとえば、指図型の信託の事例のように、指図権を有する受益者が意思能力を喪失した場合に、受託者の意思表示による信託の変更によって、受託者に裁量を与えることや、新たな指図権者を選任することができるか。

一般論としては、信託行為の解釈の問題であり、受益者に代わって判断できる者に裁量または指図権を与えることが積極的に受益者の利益を増進するといえる場合はあり得ると考えられるが、通常、指図権を誰が持つかということは信託の基本的な構造を決める要素であるから、信託の目的に反しないことが明らかであるといえる場合は限定的であろう。

仮に要件を満たすとした場合の受託者単独による信託の変更の意思表示は、相手方のない意思表示と解されているようであり⁽¹⁴⁾、受益者に意思表示の受領能力（民法98条の2）がなくても信託の変更の意思表示の効力に影響はないと解される。また、受託者は、委託者および受益者に対して変更後の信託行為の通知義務を負うが、事実の通知に関しては、受領能力は問題とならないと思われる⁽¹⁵⁾。

なお、上記規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによる（信託法149条4項）。

(2) 特別の事情による信託の変更を命ずる裁判

信託行為の当時予見することのできなかつ

た特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的および信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者または受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる（信託法150条）。

上記裁判による変更の対象は条文上、「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情」が必要であるが、受益者等の意思能力の喪失がそれに当てはまるのかは疑問である。また、受託者による上記裁判の申立てによる場合であっても、上記の要件を満たす限り変更することはできることとなるが、変更の裁判について即時抗告（信託法150条5項）をすることができる委託者兼受益者が認知症により正常な判断能力を失っている状況下で上記の変更が行われることは、結果として受益者の利益に反することにもなりかねない。さらにまた、変更の対象が「信託事務の処理の方法」に限られる点に留意が必要である。

4. 受託者による成年後見人等の選任申立て

信託の変更による対応ができないか、あるいは信託の変更では円滑な信託事務の継続ないし信託継続の適否の判断ができないという場合、受託者は成年後見人等の選任に関してどのような対応ができるだろうか。

A. 成年後見人

成年後見開始の審判を請求することができるのは、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督

人、補助人、補助監督人、検察官に限られる（民法7条）。このため、信託の受託者が成年後見開始の審判を請求することはできない。保佐開始、補助開始の審判についても同様である（民法11条、15条）。

B. 受益者代理人

信託行為において、受益者代理人となるべき者が指定されている必要がある（信託法138条）。信託行為に定めがない場合に、裁判所が選任することは認められていない。

C. 信託監督人

受益者が認知症になった場合、受託者の監督を適切に行うことができないため、裁判所は信託法131条4項に基づき、利害関係人の申立てにより信託監督人を選任することができると考えられるが、選任申立てができる「利害関係人」が、どの範囲の者を指すのかについては、解釈に委ねられている。

信託管理人の選任申立てができる「利害関係人」について、信託監督人選任の裁判に対して即時抗告ができる者（信託法131条7項）がこれに該当するとの考え方⁽¹⁶⁾に立てば、受託者はこれに含まれることになる。

仮に受託者が「利害関係人」として信託監督人の選任申立てができるとすると、選任申立てを行うことが受託者の義務であるかが一応問題となり得る。この点については、①信託監督人は、受託者による信託事務の遂行の監督にあたる者であり、その選任申立ては受託者の行うべき信託事務そのものには含まれないと思われること、②成年後見人選任を含め受益者側での対応が可能であるにもかかわらず対応していない状況下で受託者側から選任申立てを行うことは、受益者側の意向に沿わない可能性もあることから、通常の場合において選任申立てが受託者の義務と認めら

れることはないと思われる。

なお、裁判所に選任された信託監督人の権限は、受託者の権限違反行為の取消し、受託者の任務懈怠に対する責任追及、受託者の行為の差止め等、一定の監督行為に限定されており（信託法132条1項）、信託事務の遂行に係る個々の指図や承諾を行う権限を有さない。このため、仮に信託監督人が選任されたとしても、受託者による信託事務の遂行には、引き続き、支障が生じ得る。

以上のとおり、受託者が受益者に代わる者の選任申立てを行うことはできないか、あるいは、できる場合があったとしても選任申立てを行う義務を原則として負わない。受託者としては、信託法37条に基づく信託財産の状況等の報告⁽¹⁷⁾および信託業法27条（信託兼営法2条1項）に基づく信託財産状況報告書の交付は、引き続き受益者を相手に行うことくらいしか現実的にはできない。

とはいえ、受益者による実効的な検証・監督が期待できない状態は望ましくない。受託者が任意に親族等に対して成年後見人等の選任を勧めることは、状況によっては考えられる。ただし、親族等による選任申立ての結果、成年後見人等が選任された場合は、その定められた権限にしたがって指図や承諾を受け、あるいは信託の終了または変更の手続を行うことになると思われるが、たとえば成年後見人は民法13条1項各号に該当する行為をするには後見監督人の同意を要する（民法864条参照）など、その権限に一定の制約があることなどが、受託者の実務上の留意点となる。

5. 信託の終了

信託の目的が達成できなくなったときは、信託は終了する（信託法163条1号）。また、信託銀行の実務においては、信託契約で「経済情勢の変更その他相当の事由により、信託目的の達成や信託事務の遂行が困難となったと受託者が認めたとき」に信託の終了事由となることを定めている場合がある。受益者が意思能力を喪失したにもかかわらず、成年後見人等が選任されないときに、このような信託法の規定または信託契約の定めによる終了事由に該当するかということが問題となる。

(1) 想定事例における対応

① 受託者裁量型の信託（土地信託）

受託者の裁量権限の範囲内で信託事務の遂行を継続することが可能なのであれば、受益者の同意が得られないことをもって信託目的の達成ができなくなったとは客観的にはいい難い。受託者側で信託事務の遂行が困難であるとして解約することは、解約権の濫用と捉えられる可能性があると思われる。

一方で、土地信託契約で受益者によって排他的に指定された建物管理会社の倒産に伴う更迭等、受託者の裁量権限に属さない行為を新たに行わなければ信託目的に従った信託事務の遂行ができない状況に陥った場合には、受益者からの有効な承諾が得られない以上、信託目的の達成ないし信託事務の遂行が困難になったことを理由として、受託者が信託を終了させることは、やむを得ないと思われる。

② 受益者指図型の信託（その1・有価証券管理処分信託）

受益者による指図がなくとも、株式の保有

や配当の受領と受益者への交付などのそれに付随する信託契約所定の行為を行うことは可能である一方、株式の売却や議決権行使についてはできないこととなる。

株式の売買による運用を目的とする特定金銭信託の場合であれば、指図ができない状況となれば信託目的の不達成となると考えられるが、本事例は管理を目的とする信託であり、そのような類型とは異なる。

そこで、有価証券管理処分信託の目的に照らした場合、受益者の指図に従って議決権行使等の株主権行使を行えなくなったという事情が、信託の本旨に照らしてどのように評価されるかが問題となる。この点について、株主権の行使を信託行為に即して適切に行うことが信託目的であると考えれば、指図ができなくなって議決権行使ができなくなったことは、信託目的の重要な部分が達成できなくなったことを意味するから、終了事由に該当することとなるだろう。

③ 受益者指図型の信託（その2・金銭信託）

受益者による新たな指図がなくても、既存の指図に基づくEの預金口座への振込みを始めとした信託事務の遂行は可能であるし、そもそも本事例の信託契約は受益者が認知症になることも当初から想定していたと思われるため、受託者が信託を終了させることは難しいと思われる。

もっとも、受託者が親族間の法的紛争に巻き込まれる等して、信託目的の達成ないし信託事務の遂行が現実に困難と認められる状況に陥った場合⁽¹⁸⁾には、受託者による信託の終了が可能となるように思われる。

(2) 信託終了の通知、清算

受託者が信託を終了させるにあたり、信託契約上に「受託者は受益者に対し通知を行うことにより本信託を終了させることができる」との定めがある場合、終了通知の相手方である受益者の判断能力が低下・喪失していることは支障となり得るか。信託契約の内容による面もあると思われるが、現に信託終了事由が発生していることを前提とすれば、受益者側で何らかの判断を行う必要は基本的になく、成年後見人等が選任されていない以上、受託者としては、受益者の住所への郵送等により通知することくらいしか現実的にはできないように思われる。

信託の終了後、受託者は清算受託者として、現務の結了、債権債務の取立て・弁済、残余財産の給付を行うこととなる（信託法177条）。

最終的には受益者から最終計算について承認を得る必要があるが、受益者の判断能力が低下・喪失している状況下では、積極的な承認を得ることは事実上困難と思われる。この点、信託法184条3項において、受託者が計算の承認を求めてから1か月以内に受益者が異議を述べなかった場合は、計算を承認したものとみなす旨の規定があり、実務上は郵送等により承認を求めたうえで当該みなし規定を用いて事務を進めていくことになると思われる。もっとも、受益者が認知症の場合、残余財産の種類によっては給付手続が滞る可能性がある。

おわりに

以上では、受益者が意思能力を喪失していることを前提に検討した。また認知症による認知能力の低下は徐々に進行することが知ら

れており、意思能力の有無がはっきりしていないという状態も生じ得る。このような場合に、親族等に対して成年後見人の選任を促すことも一つの方策であるが、本人の意思尊重という観点からは、能力の減退に対応しつつ安定的に信託事務が継続できるように、予め信託行為において、受益者の権限を、順次、受託者や第三者に移すための手順をできるだけ明確に定めておくことがより望ましいといえる。また、たとえば、受益者指図型の信託（その2・金銭信託）のような事例でいえば、受託者が親族の協力を得て生活状況を確認するような仕組みを設けることとすれば、意思能力の喪失にかかわらず、受益者の利益を確保しつつ信託事務を継続することも可能かもしれないし、キャッシュレス決済と組み合わせられるようになれば代理人による支出の確認もできるようになるだろう。引き続き、様々な場面を想定した検討が期待される。

【注】

- (1) 「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」（2020年8月）では、認知判断能力が低下する前に資産形成・管理の方針を決めておくことが重要な行動であると指摘されているほか、金融事業者が認知判断能力の低下した高齢顧客に対する対応を強化・改善する必要があることが指摘されている。
- (2) 最近では、受益者の判断能力が低下・喪失した場合に備え、予め受益者代理人や指図権者等を選任しておく信託商品が信託銀行等から提供されているが、以下では、そのような機能や定めのない信託契約を中心に検討する。
- (3) たとえば、受託者が取ることができるリスクの範囲が小さくなるといった影響が考えられる。
- (4) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』161頁（商事法務、2008年）。
- (5) 能見善久＝道垣内弘人編著『信託法セミナー(2) 受託者』20-21頁（有斐閣、2014年）。
- (6) 小出卓哉『逐条解説信託業法』143頁（清文社、

- 2008年)。
- (7) 田中和明『詳解信託法務』209頁（清文社、2010年）。
- (8) 能見など編著・前掲注(5)290-296頁、道垣内弘人編著『条解信託法』327頁（弘文堂、2017）[道垣内弘人]。なお、本文で述べたケースにおける受益者の同意は、必ず同意されたとおりに受託者が信託事務をしなければならなくなるような効果を生じさせるものではなく、合理的な理由があれば受託者が同意と異なる事務処理をする裁量を有すると解される。
- (9) もちろん、信託の本旨として、そのような状態では受託者が管理処分を行うことが信託事務であると解釈できるのであれば、受託者には善管注意義務をもってこれを行う義務を負う。受益者からの指図がない限り信託財産についておよそ何もしてはならないというような極端なケースであっても、一種の保存行為（民法252条）に該当する行為は指図なく行えるという構成や、管理処分行為は信託事務そのものであるから受託者にとって「他人の事務」ではないが指図権者の「指図」を受託者が事務管理として行うという構成が考えられる。
- (10) 道垣内弘人『信託法 [現代民法別巻]』225-226頁（有斐閣、2017年）。
- (11) もっとも、信託契約の解釈次第であり、E名義の口座に振り込むことでEに給付させることが受託者の事務であるという場合も考えられる。
- (12) 中田裕康『債権総論第四版』391頁（岩波書店、2020年）
- は、詐称代理人に対する弁済について、弁済者を一般の代理における相手方に比べて特に保護すべき理由として、弁済には義務性があることを指摘する。
- (13) 一般的な預金の払戻しの問題ではあるが、信託銀行が受託者の地位を兼ねていることによって、そちらで情報を得ていることが、銀行の預金払い戻しの場面での銀行の主観的態様の判断にどのように影響するかという点では、特別な問題を含んでいるといえることができる。
- (14) 能見善久＝道垣内弘人編著『信託法セミナー(4) 信託の変更・終了・特例等』8頁以下（有斐閣、2016年）。
- (15) 通知が信託の変更の要件を満たしていなかった場合に受益者に適切な対応をとる機会を与えることからすれば、実質的にそれでよいかということは問題となり得る。同じことは、信託の終了の通知に関してもいえる。
- (16) 道垣内弘人編著・前掲（注8）593頁 [佐久間毅]。
- (17) 信託銀行の実務では、信託財産状況報告書の交付をもって報告に代える旨が信託契約に定められることが多い。なお、小出・前掲（注6）135頁参照。
- (18) 単に親族から受託者に対して指摘があるというだけでは事務の遂行が困難であるとはいえないが、受益者がたびたび親族を連れて信託銀行を訪れ、複数の矛盾した内容の指図をするようなことがあれば、事務の遂行が困難な事情があると思われる。

受益者の定めのない信託における委託者の権限と 信託管理人の選任

目 次

はじめに	対応
1. ペット信託（想定事例1）	3. 公益信託の許可を受けるほどの公益性はないもの、これに準じるタイプ（想定事例3）
(1) スキームの概要	(1) スキームの概要
(2) 目的達成の障害となり得る主な事由とその対応	(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応
2. 目的信託を活用した日本版チャリタブル・トラスト（想定事例2）	(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応
(1) スキームの概要	(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応
(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応	(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応

はじめに

受益者の定めのない信託（以下、「目的信託」という）については、平成18年に全面改正された信託法に新たな規定が設けられ、一般的に許容されることとなった。現時点で信託兼営金融機関および信託会社（以下、「信託銀行等」という）⁽¹⁾が受託者となって目的信託を引き受けた事例はないものの、将来における活用が期待される。

目的信託においては受益者が存在しないため、信託法の規定により、委託者が受託者を監督することを想定して委託者の権限を強化しつつ、信託行為によって委託者の権限について別段の定めを置くことや、信託管理人を選任して受託者に対する監視・監督を行わせることができるようになってきている。したがって、目的信託の場合、このような構造を踏まえて、委託者の権限や信託管理人の選任に関する信託行為の定めを置く必要が生じる。具体的な事例として、目的信託の利用方法として挙げられている①ペットの世話を目的とする信託（ペット信託）、②資産流動化のための日本版

チャリタブル・トラスト、③準公益目的的信託⁽²⁾についてみると、次のとおりである。

まず、①ペット信託については、委託者となる飼い主がペットの世話について最も関心を有することから、信託行為においては、委託者が受託者に対する監視・監督権限を行使できるようにしておき、かつ、信託事務処理として行われるペットの世話に対して委託者の意思をできるだけ反映させるよう定めを置くことが合理的といえる。次に、②日本版チャリタブル・トラストについては、一般に資産流動化のためのスキームとして信託を活用する場合、スキームに安定性を持たせるために受益者の権利をできるだけ制限することが行われているが、目的信託においては受益者が存在せず、代わりに委託者が各種の権利を行使することが想定されていることから、信託行為は、委託者の権利をできるだけ制限するように定めることが必要となる。次に、③公益に準じた目的的信託については、委託者は財産の拠出者に過ぎず、必ずしも受託者に対する監視・監督に対する権限行使やスキームの運営の詳細に関心を持たない者もいるこ

とから、適正な信託事務やスキームの継続のため、信託行為において、委託者の権限を適切な第三者に与えることが必要な場合がある。

以下では、上記3つの利用方法を想定事例として取り上げ、それぞれの事例においてスキームの目的達成にとって障害となる事由を整理した上で、スキームの設定段階で予め信託行為の定めを置くことによる対応方法について、委託者の権限および信託管理人の選任に着目した検討を行うこととしたい。

1. ペット信託（想定事例1）

(1) スキームの概要

ペットの飼い主が委託者となり、ペットの生存中に世話をすることを信託目的として、以下の内容の信託を設定する。

信託財産：ペット、および、ペットの飼育のために必要な額の金銭

設定方法：信託契約

終了事由：ペットの死亡

帰属権利者：定めなし

信託行為において、信託事務のうちペットの世話を飼育業者に委託する旨の定めが置かれているものとする。また、ペットの世話に

伴う個々の事務処理について、委託者と受託者の合意を要する（たとえば、毎月、飼育業者が委託者と受託者に対してペットの健康状態や飼育方針を報告し、どのような餌を与えるか、通院をさせるべきかを委託者と受託者が協議のうえ決定する等）旨の定めが置かれているものとする。

(2) 目的達成の障害となる主な事由とその対応

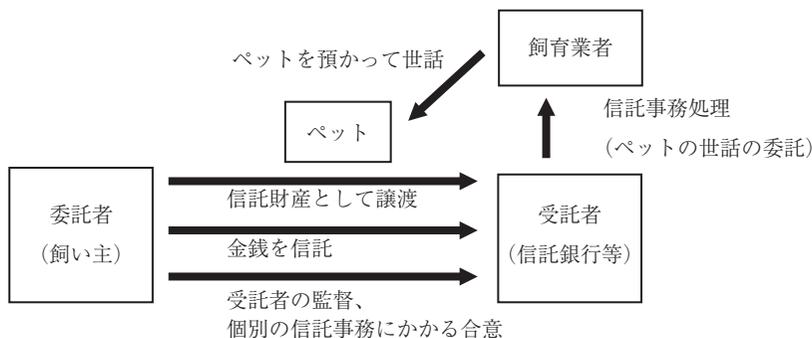
本スキームでは、以下に述べるように、目的達成の障害となる主な事由として、①委託者の死亡、意思能力の減退のほか、②委託者が無資力になることの2つが考えられる。

① 委託者の死亡、意思能力の減退等

(ア) 問題

委託者は自分のペットが適切な世話を受けているかについての関心が高いと思われるため、委託者の存命中は受託者に対する監督の実効性が確保されやすいと考えられるのに対して、委託者が死亡した場合、受託者に対する監督が望めなくなる事態が生じ得る。

つまり、契約により設定される信託（信託法3条1号）の委託者の地位はその相続人に承継されることから⁽³⁾、当初委託者の死亡後は相続人等が受託者を監督することとなる



が、自らの意思によらず相続によって委託者の地位を承継した者が、元の飼い主と同じようにペットの利益に関心をもつとは限らない。関心を持たない後継委託者が、事実上、受託者に対する適切な監督を行わない状態となる懸念がある⁽⁴⁾。本スキームでは、個々の事務処理について委託者と受託者の合意を要することから⁽⁵⁾、委託者の死亡がペットの世話の継続に与える影響は特に大きいといえる。委託者の死亡のほかには、意思能力の減退や健康上の理由によっても、当初想定していなかった形で委託者による監督が望めなくなる事態が生じ得る。さらに、本スキームでは、信託が終了したときの残余財産にかかる帰属権利者が委託者となるから（信託法182条2項）、後継委託者が、ペットの世話にかかる費用を減らすことで将来受け取る資産を増やそうとして、当初委託者の意思に反し、ペットの利益にならないような形で権限を行使することも懸念される。

以上のように、本スキームについては、飼い主である当初の委託者の死亡、意思能力の減退等によって、受託者に対する実効的な監督が望めなくなる結果、事実上、ペットの適切な世話ができなくなる可能性があるといえる⁽⁶⁾。

(イ) 信託管理人の選任

委託者の死亡または意思能力の減退等に対応できるようにするためには、信託管理人を選任して受託者に対する監督をさせることが考えられる。

はじめに、目的信託に関する信託法の規定のうち受託者の監督に係る規定を簡単に確認しておく、概要以下のとおりである。

目的信託は、信託契約あるいは信託遺言に

よってのみ設定可能とされ（信託法258条1項）、信託宣言の方法によることは認められない。すなわち、委託者が受託者を兼ねる自己信託として目的信託を設定することはできない。これは、目的信託においては、委託者が受託者に対する監督を担うことを想定しているからである。すなわち、契約による目的信託（以下、「契約目的信託」とする）の場合、委託者（複数の場合はその全員）が信託法145条2項各号（6号を除く）所定の権利を有するとともに、受託者は同条4項の義務を委託者に対して負う旨の定めがあったものとみなされ、これを信託の変更によって変更することは許されない（信託法260条1項）。信託法145条が定める委託者の権利は、通常の信託であれば受益者が単独受益権（信託法92条）として有する受託者に対する監督権限の一部であり、契約目的信託の場合は、委託者がこうした監督権限を行使することが想定されていることになる。

他方で、契約目的信託では、信託契約に信託管理人の指定の定めを置くことで、通常の受益者の定めのある信託と同様に、信託管理人を選任することができる（信託法123条）。目的信託で信託管理人が置かれた場合、信託管理人は、「信託の目的の達成のために」、自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有し（信託法125条1項本文）、この権限を善良な管理者の注意をもって（信託法126条1項）、誠実かつ公平に（同条2項）行使しなければならない。通常の信託における信託管理人は、「受益者のために」これらの権限を有し行使するものであるが、受益者の定めのない目的信託では、権限の範囲と行使の指針を、信託目的達成に求めることになる。また、信託管

理人の権限である「受益者の権利」とは、受益債権のことでなく、受託者に対する監督権限を指す。なお、この監督権限の範囲は、信託行為（信託契約）により制限を課すことが可能である（信託法125条1項ただし書）。

契約目的信託では、受託者に対する監督は、デフォルト・ルールとしては委託者がこれを行うことが想定されているが、委託者が信託契約に定めを置いた場合には、その定められた範囲内で、信託管理人もこれを行うことができる⁽⁷⁾。つまり、契約目的信託の場合には、受託者に対する委託者の監督と信託管理人の監督は併存可能なことが前提になっている。

したがって、ペット信託の場合において、委託者死亡後の相続人がペットに無関心である状況や委託者の意思能力が減退した状況で、受託者に対する監督の実効性を確保するためには、信託行為の定めを置くことにより、委託者とは別に信託管理人を選任して監督権限を行使させれば足りるといえる⁽⁸⁾。

(ウ) 委託者に代わる者の意向の反映

当初委託者の死亡または意思能力の減退によって、事実上、協議ができなくなり、委託者との合意に基づくペットの世話ができなくなるという問題は、受託者の信託事務執行に委託者の意向を反映させる仕組みが信託に組み込まれているにもかかわらず、委託者が意向を明らかにできない、または、意向を明らかにしないという状況で、委託者に代わる者の意向を反映させる仕組みを作ることができないかということである。これは、受託者がどのように信託事務執行をすれば、受託者としての義務違反にならないかという問題とみることができる。

受託者に対する監督のために信託管理人が

選任されていた場合、受託者としては、委託者に代わり信託管理人の同意を得て信託事務を行うことが考えられる。もっとも、信託行為にペットの世話に伴う個々の事務処理について、委託者と協議して決定することを要する旨の定めがある場合に、信託管理人の同意を得ておけば、委託者の同意がなくても、適切な事務執行をしたことになるとはいえない。

ただし、一定の要件を満たした場合に信託管理人の同意が委託者の同意に代わるという信託行為の規定を置くことは自由である。また、上述のとおり、受託者の義務違反をチェックし責任を追及する権限を有するのが、委託者を除けば信託管理人であるという契約目的信託の構造からすれば、信託管理人の同意を得ておけば、受託者として責任を問われる可能性が低いという事実上の効果はあると考えられる。

(エ) 同意権限を与えられた信託管理人の地位

上記(ウ)に関連して、受託者の信託事務について同意権限を与えられた信託管理人の地位が問題となる。この問題は、同意権限の行使にあたっての義務・責任の内容や報酬の受け方などに影響し、大きく分けると次の2つの考え方がある。

第1に、信託管理人の権限として同意権限を取得するという考え方があり、この考え方は、信託管理人の権限について規定する信託法125条1項ただし書きが、受託者に対する監督権限以外の権限を約定によって付加する形で付与することを条文上は排除していないように読めること、および、受益者の定めのある信託の受益者が有する権限（受託者の解

任・信託の終了など）が目的信託においては信託管理人が有するとされていることを踏まえると（信託法261条1項の読替え規定）、約定によって受益者に与えられる同意権限についても同様に目的信託の信託管理人に与えることができよきことなどを理由とする。

この考え方によれば、信託管理人は、同意権限の行使にあたって、信託法上、善管注意義務・公平誠実義務を負い（信託法126条、261条1項）、かかった費用や報酬については受託者に請求することにより信託財産から補償等を受けることができることとなる（信託法127条、261条1項）。また、同意権限は、信託管理人の交代・任務終了によって移転・消滅することとなる。

第2に、信託管理人としてではなく、委託者から委任を受けた受任者として信託事務についての同意権限を有するという考え方がある。この考え方は、信託法125条1項の「受益者の権利」とは受益者が単独受益権（信託法92条）として有する受託者に対する監督権限の一部を指し、信託管理人はその権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有することを規定しているから、同項ただし書は、信託行為（信託契約）により制限を課すことを想定していること、および、仮に信託管理人として同意権限を有するならば、たとえば受益者の定めのある信託で受益者が現に存在するようになったことによって信託管理人の任務が終了（信託法130条1項1号）すると同意権限を行使できなくなるが、それは委託者の通常の意味に反するから、同意権限は信託管理人としての地位とは独立した権限とみるべきであることなどを理由とする。

この考え方によれば、同意権限の行使につ

いて委託者から委任を受けたものとして、善管注意義務（民法644条）を負い、かかった費用や報酬については委託者に対して請求することになると考えられる（民法648条以下）。また、同意権限は、信託管理人の交代や任務終了によって影響を受けないこととなる。

（オ）委託者の地位の承継の制限

当初委託者の意向に反する形でその相続人が委託者の権限を行使するということが懸念される場合に、委託者の死亡を契機として、その権利を消滅させることや、相続人以外の者に委託者の地位を承継させることはできるか。

まず、契約目的信託の場合、信託行為の定めによって、委託者の地位を相続しないと定めることはできないが、委託者の死亡を契機として、委託者の権利の終期を信託行為で左右できると説明されている⁽⁹⁾。この考え方によれば、当初委託者の死亡によって、委託者の権利が消滅する旨を信託行為に定めることにより、後継委託者による介入を回避できるようになるとも考えられる。しかし、以上の説明が、目的信託という委託者の権利の制限が認められていない類型に当てはまるかは大いに問題がある。すなわち、委託者の権利は制限できる（信託法145条1項）から、委託者の権利について終期を定めることができるということであろうと思われるが、目的信託のような委託者の権利制限ができない類型では、この論理は当てはまらないからである。したがって、委託者の死亡を契機としてその権利を消滅させることはできないと解すべきである。

これに対して、委託者の地位は信託行為において定めた方法に従い第三者に移転するこ

とができるため（信託法146条1項）、予め後継の委託者を指定しておくことは可能である⁽¹⁰⁾。当初委託者の意向に沿った対応が期待できる適当な第三者がいるときには、死亡や意思能力の減退時から委託者の地位を承継する第三者を指定することによって、懸念に対応することができると考えられる。指定にあたって当該第三者の承諾を得ておけば、より確実であるといえる。

（カ） 小 括

委託者の死亡、意思能力の減退等への対応については、信託管理人を選任して受託者に対する監督を行わせるようにしておき、かつ、信託管理人の同意を得ることとしておくことが考えられる。委託者の相続人がその意思に反してペットの利益にならない権限行使をする懸念への対応としては、後継委託者に第三者を指定することが考えられる。適当な信託管理人や後継委託者がいない場合には、ペットの世話が止まるリスクがある。

② 委託者の無資力

（ア） 問 題

信託法では、委託者と受益者の合意により信託の終了（信託法164条1項）をすることができるが、目的信託においては受益者がいないため、委託者単独でこれを行うことが可能である（信託法261条1項の読替え規定による）。このため、委託者が無資力となった場面では、委託者の債権者が、委託者の信託終了権限を代位行使（民法423条1項）して信託を終了⁽¹¹⁾させ、委託者の手元に戻った財産（ペット、金銭）から債権回収を図ることが考えられる。

上記の想定のもとでは、委託者の債権者が、

委託者の信託終了権限を代位行使することにより、信託を終了することができるか、また、信託管理人を選任していた場合に影響があるかということが問題となる。また、債権者代位権の行使による信託の終了があり得るとしたときに、信託の終了を回避するために事前に取り得る手段はあるかということが問題となる。

（イ） 目的信託における委託者の信託終了権限に対する代位権行使の可否

債権者代位権の要件は、保全の必要性（債務者の無資力）、被保全債権に関する要件、被代位権利に関する要件、債務者の権利不行使である⁽¹²⁾。また、学説上、要件を満たす場合であっても、権利行使の範囲は、一般的には債務者の財産を管理する行為に限定され、処分する行為は許されないとされている⁽¹³⁾。

想定事例では、保全の必要性、被保全債権に関する要件、債務者の権利不行使については要件を満たすものとして、以下、被代位権利に関する要件および代位による権利行使の範囲について検討する。

（i） 被代位権利に関する要件

民法423条1項では、被代位権利について、「債務者に属する権利」とのみ規定しており（同本文）、原則として、債務者の権利であれば代位行使の対象となる。例外としては、債務者の一身に専属する権利および差押えを禁じられた権利は代位行使の対象から除外される（同ただし書）。

一身専属権かどうかの判断基準について⁽¹⁴⁾、学説では、①その権利が債権者の共同担保として評価されるべきかという基準

と、②その権利を行使するかどうかを債務者の自由意思に任せるべきかという基準があるとされる。初期の学説は①と解していたが、一身専属権を(a)代位行使ができない「行使上の一身専属権」と、(b)相続性・譲渡性がない「帰属上の一身専属権」に分けた上で、(a)について「権利者の意思のみによって決する」かどうかによるという学説が現れてからは②が有力となったとされる。最近では、①を考慮しつつ、その他の要素も考慮する見解が増えているとされる。また、①を判断する重要な基準として②があると考えるべきとし、具体的には、当該権利を発生させる制度の趣旨と構造に照らして、債務者の自律的判断の尊重、債権者の期待の保護、債権者・債務者が他に取得する手段などを考慮して判断すべきとの見解がある。

被代位権利になるかについて議論のある権利として、形成権があげられる。かつては、形成権は被代位権利とはなりえないとする学説も存在したが、現在の通説は取消権・解除権・相殺権などの形成権も被代位権利とする⁽¹⁵⁾。ただし、形成権にも様々なものがあり、それが形成権であることによって直ちに被代位権利の対象とならないとはいえないものの、代位行使を否定すべき場合があると指摘されている⁽¹⁶⁾。

(ii) 目的信託の終了権限の一身専属性に関する従来の見解

想定事例において代位行使の対象となる委託者の信託終了権限は、信託の終了という効果を生じさせる権限であるから形成権であるが、以上で述べたところからすると、この権限が被代位権利の対象となるか、一身専属性が認められるかについては、より具体的に考

えていく必要がある。そこで、目的信託の終了権限に一身専属性が認められるかについて考えてみる。

目的信託の委託者の信託終了権限が一身専属性かについて、学説では、前述したように目的信託の帰属権利者が委託者または信託管理人となっている場合には、その債権者が債権者代位権を行使することで信託を終了することができるとするものがある。

ただし、旧信託法下において、委託者が受益者でもあるときの信託解除権（旧信託法57条）について、原則として行使上の一身専属性と解する見解がある⁽¹⁷⁾。この見解は、受益者の定めのある信託を前提としたものであり、目的信託について述べたものではないが、目的信託についても同様に解する余地がある。

判例では、この問題を直接に扱うものはない。ただし、投資信託受益権の解約実行請求権の代位行使に基づく払戻金返還請求権と保証債務履行請求権の相殺の可否が問題となった最判平成26年6月5日・民集第68巻5号462頁は、払戻金と貸出金の相殺については否定したが、解約実効請求権の代位行使についてはこれを認めている。このことからすれば判例は、信託の解約権限であることから一身専属性が当然に導かれるとは考えていない。

なお、信託に関する権利の一身専属性について、旧信託法下における学説の中に、当事者間の特別な信頼関係を基礎とする債権の例として「信託」をあげ、これを一身専属性として相続の対象とならないとした上で、財産権として債務者の財産の構成要素を成していることから債権の共同担保のために必要であるときは、債権者代位権の目的となり得る

と述べるものがある⁽¹⁸⁾。ただ、この学説は、その説明において旧信託法42条を挙げており、同条は信託財産に属する権利が受託者の相続財産とならないことを規定したものと解されていることからすると⁽¹⁹⁾、想定されている代位行使の対象は受託者の信託財産に属する債権であり、委託者の権利を想定したものではないと考えられる。

(iii) 想定事例の信託終了権限の一身専属性より具体的に、想定事例のようなペットのための目的信託における信託終了権限は、一身専属性を認めるべきかについて考察する。

被代位権利の一身専属性については、①その権利が債権者の共同担保として評価されるべきかという基準と、②その権利を行使するかどうかを債務者の自由意思に任せるべきかという基準を重視するのが通説であることはすでに述べた。

被代位権利として一身専属性が認められることに異論がないのは、離婚申立権などの親族法上の権利である。間接的に債務者の財産状態に影響するとしても、債務者の自由意思を尊重すべきであり、債権者も共同担保として期待すべきでないと考えられている⁽²⁰⁾。相続法上の権利については争いがある。判例は改正前民法の遺留分減殺請求権の代位行使を否定するが（最判平成13年11月22日・民集第55巻6号1033頁）、学説は分かれている。判例は、遺留分制度を被相続人の財産処分自由と相続人の諸利益との調整を図るものと理解しており、このような制度理解からは、遺留分減殺請求権は相続人の債権者が共同担保として期待すべき財産ではないという理解もあり得る。

名誉侵害を理由とする慰謝料請求権につい

ては、判例はそれが人格的価値の回復であることを重視し、被害者の自由意思を尊重するという観点から行使上の一身専属性を認めている（最判昭和58年10月6日・民集第37巻8号1041頁）。このほか、契約の解除権や取消権の代位行使が認められるのに対して、契約の申込みや承諾についての代位行使は認められないとするのが通説であるが、これは契約締結の自由を尊重するためと解される。

想定事例においては、委託者の信託終了権限が行使されると、目的信託が終了するとともに、残余財産であるペットと金銭が委託者自身に帰属することとなる。信託継続中も、ペットは実質的には委託者に帰属しており、金銭はそのペットのために用いられる。これらは実質的には委託者の財産であり、債権者が共同担保として期待できる財産であると考えことは可能である。だとすると、信託を終了させてこれらの財産を形式的にも委託者に帰属させる信託の終了権限は、それ自身が共同担保として期待できる権利だと解する余地がある。

もっとも、ペットは飼い主にとっては特別な意味を持つ財産であり、その扱いに関しては飼い主の自由な意思を尊重すべきだという考え方もあるかもしれない。しかし想定事例では、信託が終了したとしてもペットと金銭が委託者に戻るだけであって、世話がなくなるわけではない。ペットのための目的信託の終了権限は、それを他人が行使することで、委託者の人格的利益や契約の自由その他の重要な価値を毀損するとまではいえないように思われる。

以上をまとめると、すくなくともペットのための目的信託について、委託者が有する信託終了権限は一身専属性でないといわれる余地

が存在し、債権者代位権の対象とされる可能性がある。

(iv) 代位による権利行使の範囲（債権保全の目的）

行使上の一身専属権でなくても、「自己の債権を保全するため必要があるとき」でなければ、債権者代位権は行使できない（民法423条1項本文）。また、「被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ被代位権利を行使することができる」とされており（民法423条の2）、代位による権利行使の範囲は、債権保全という目的によって画されている。

具体的には、債権譲渡人の債権譲渡通知を譲受人たる債権者が代位行使することができない理由を債権保全の目的に適しないという観点から説明する学説や⁽²¹⁾、債権者代位権の行使は債権保全に必要な範囲に限定され、債務者の財産を管理する行為は許されるが、それを処分する行為は許されないとする学説がある⁽²²⁾。

もっとも、前者については、債権の譲受人が債権譲渡通知を代位行使することは債権譲渡の對抗要件制度の趣旨に合致しないから行使上の一身専属性が認められるという説明も可能であり、債権保全の目的という観点がどこまで意味を持つのか疑問なしとしない。後者については、具体例では、単なる債務の免除、権利の放棄、期限の猶予などの行為は処分行為として許されないが、債権・取消権・解除権・買戻権などの行使や売買・相殺・更改などの利益交換行為は、財産全体との関係で財産保全のために必要があるときは、一種の管理行為として許されると説明されているところからすると⁽²³⁾、利益交換を伴わない

財産処分は債権保全にとって意味を持たないという当然のことを指摘しているようにも思われる。

想定事例における、ペットとその世話に必要な金銭の返還をもたらす信託終了権限については、それを一身専属権ではないと解する余地があることはすでに述べたとおりであり、その権限を行使することによって信託が終了し、残余財産となったペットおよび金銭が委託者に帰属し、委託者の責任財産が増加することからすれば、債権保全にとって意味を持つことは明らかである。したがって終了権限の行使が、代位による権利行使の範囲を超えていると当然にはいえないであろう。

もっとも、想定事例のようなペットのための目的信託について委託者の債権者が、信託財産たる金銭を差し押さえるのではなく、ペットを差し押さえることを目的として、信託の終了権限を行使しようとしたような場合には、ペットの財産的価値がわずかであるようなときは、債権保全の目的を逸脱した代位権行使とされる可能性はある。しかしこれは、権利の濫用として対処することが考えられる。また、ペットの場合には、動物であることゆえの特殊事情や考慮があり得るが、少なくとも執行対象財産性という点で現行法上、特別の扱いはされていない。したがって、想定事例のような委託者の信託終了権限の代位行使を一般的に否定する理由とはならないだろう⁽²⁴⁾。

(v) まとめ

以上をまとめると、目的信託における委託者の信託終了権限は、一身専属権であるとも、委託者の債権者による行使が債権保全の目的を逸脱しているとも、当然にいうことはでき

ない。ことに想定事例のようなベットののための目的信託については、委託者の債権者による信託終了権限の代位行使が認められるリスクは十分に存在するというべきである。

(ウ) 信託管理人が選任されている場合の影響

受託者の監督のために信託管理人が選任されているときは、委託者は単独で信託終了権限を行使することはできず、受益者に代えて信託管理人との合意がなければならない（信託法261条）。したがって、帰属権利者の定めを置かない場合⁽²⁵⁾に、目的信託において信託管理人を設けることは、委託者の単独での終了権限行使を制限することにつながる。委託者が単独で信託を終了することができないのであれば、その債権者が信託終了権限を単独で代位行使することもできないから、信託管理人が選任されている場合、債権者代位権による終了ができないという影響があることとなる。ただし、信託の終了について委託者と信託管理人の合意を要するとしても、委託者が信託管理人を自由に交代させることができるのであれば、そのことは実質的には委託者の単独権限行使を制限することにはなっていないことになる。

目的信託の委託者の場合には信託管理人の交代についても単独での権限行使が可能であるとすると、さらなる疑問として、委託者の債権者は、代位権行使により自己に都合のよい信託管理人を選任し、その者との間で信託終了の合意をすることができるか、あるいは、信託管理人を解任し、ただちに信託終了権限を代位行使することはできるかということがある。

この点について、信託管理人の解任および

新たな信託管理人の選任について、受託者の解任と新受託者の選任に関する信託法58条1項、62条1項が準用される（信託法128条2項、129条1項）。さらに、目的信託に関する同法261の読替え規定を併せると、委託者は、信託管理人を単独で解任し、かつ、新たな信託管理人を選任する権限があるという解釈が考えられる⁽²⁶⁾。

しかし、信託管理人の役割は信託目的の達成のためにその権限を行使することであり、債権回収のために存在しているわけではないから、信託管理人を交代させる権限は債権の保全とかかわりがないというべきである。前述した債権者代位権の要件との関係はあるものの、いずれにしても債権保全の目的に適用できないことを理由として代位行使を否定するべきであろう。

(エ) 小 括

委託者の債権者が信託終了権限を代位行使することで介入してくることを回避するためには、委託者の信託終了権限を奪っておくことが考えられる。

委託者の信託終了権限について、契約目的信託においては、信託法145条2項各号（6号を除く）に掲げる委託者の権利と、同4項各号に掲げる受託者の義務について制限をすることはできない（信託法260条1項）。

契約目的信託において、信託行為の定めにより、委託者の信託終了権限を制限することを禁じる定めはない。また、信託終了権限は、受託者の信託事務執行を監督する権限ではないから、これを制限することが目的信託の有効性を左右するものとはいえない。このため、信託行為の定めにより、委託者の信託終了権限を制限しておけば、委託者の債権者からの

介入を避けることが可能となる。

2. 目的信託を活用した日本版チャリタブル・トラスト（想定事例2）

(1) スキームの概要

オリジネーターは、SPC に対して流動化の対象となる財産を譲渡（売却）した上で、資産流動化による資金調達を目的として、オリジネーターが保有している SPC の出資持分を信託財産とする以下の内容の信託を設定する。

信託財産：SPC 出資持分

設定方法：信託契約

終了事由：信託期間の終了

帰属権利者：公益法人

信託行為において、信託期間中、受託者は、SPC の株式または持分権を信託財産として資産の流動化に係る業務が円滑に行われるように株式または持分権を管理することが定められている。信託の終了時には、信託財産を換価処分してから公益法人に寄付する。

(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応

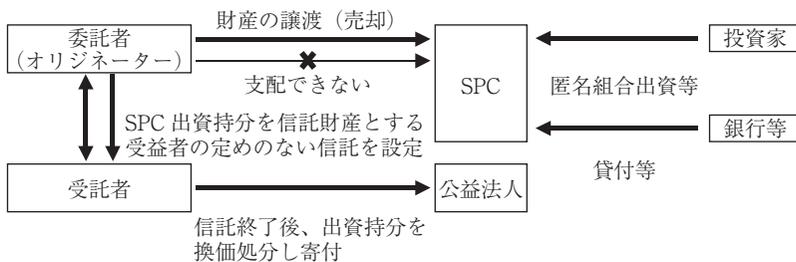
(ア) 問題

本スキームでは、帰属権利者に公益法人が指定されているため、(1)で述べたような委託

者の債権者が信託の終了権限を代位行使して債権回収をはかるということは問題にならない。資産流動化のための信託については、オリジネーターがスキームに介入できることそれ自体がスキームの安定性を害する要因となるため、目的信託を活用した日本版チャリタブル・トラストでは、「委託者の倒産からの隔離と支配の排除のため、信託における委託者の権利をできるだけ低下させる必要がある」とされる⁽²⁷⁾。

債権者代位権の行使対象は債務者の権利であるから、信託行為の定めによって委託者の権利を広く制限しておけば、そもそも債権者代位権の客体が存在しないこととなり、前述したような委託者の権利が債権者代位権の行使の客体となるかどうか、行使の範囲に含まれるかということにかかわらず、スキームの安定性を向上させることができる。そこで、目的信託における委託者の権利をどこまで制限することができるかということが問題となる。

(イ) 委託者の権限についての一般的な制限
信託行為の定めによって、目的信託における委託者の権限を制限することが考えられるが、それでは、どの範囲で制限できるのかということが問題となる。委託者の権限のうち、受託者の解任は委託者・受益者の合意、信託の変更は委託者・受託者・受益者の合意によ



り可能であるところ、目的信託では、受益者の合意が不要となる（信託法261条1項）。信託法145条2項各号に掲げる委託者の受託者に対する監督権限については、信託法260条1項は「委託者が145条2項各号（6号を除く）の権利を有する旨の定めが設けられたものとみなし、信託の変更によってこれを変更することはできない」としているから、受託者の解任や信託の変更などの権利と、信託法145条2項各号に掲げる委託者の受託者に対する監督権限とを分けて考える必要がある。

まず、受託者の解任や信託の変更などの権利については、契約目的信託において、信託行為の定めにより、受託者の解任権限や信託変更権限を制限することを禁じる定めはない。また、受託者の解任権限については重要な事由があれば裁判による解任が認められるから（信託法58条4項）、信託変更権限については受託者の信託事務執行を監督する権限ではないから、これらの権利を制限することが目的信託の有効性を左右するものとはいえない。

このため、信託行為の定めにより、受託者の解任や信託の変更などの権利を制限しておけば、委託者の債権者からの介入を避けることが可能となる。

次に、信託法145条2項各号に掲げる委託者の受託者に対する監督権限について、信託法260条1項は委託者の権限を変更できないと規定していることからすれば、これを制限することは困難であろう。

ただ、信託管理人が選任されている場合には、受託者を監督する者が委託者以外に存在するため、委託者に権利をとどめておく必然性はないとも考えられるし、遺言目的信託の場合には信託管理人のみに権限を与えている

ということがある。そこで、信託管理人が選任されている場合に限って、信託法145条2項各号に掲げる委託者の権限を制限するという考え方がとれないかということが、問題となり得る。しかし、上記のような考え方は、立法論としてはあり得るが、現行法の解釈論としては無理だと思われる。理由としては、①信託法260条1項は委託者の権限を変更できないとしていること、②契約目的信託の場合における受託者に対する監督は、委託者の権限行使が主、信託管理人の監督権限が従という構造になっていること、③契約目的信託では信託管理人は受益者代替機関であり、委託者の代替機関ではないこと、④この点、委託者の代替機関として信託管理人を必置とする遺言目的信託とは異なることなどがあげられる。

このため、受託者に対する監督権限については、委託者の債権者からの介入の余地があることになる。

（ウ）委託者の地位の移転

目的信託の委託者の地位の移転について、信託法261条は、目的信託の委託者の地位の移転について、「受託者及び受益者」の同意を「受託者」の同意に読み替えるとしているので、受託者の同意または信託行為で定めた方法に従って移転することができる（信託法261条、146条1項）。目的信託においても、委託者の地位の譲渡は制限されておらず、このような方法によって委託者の権限行使を制限することは一般には可能である。この方法によれば、信託法145条2項各号に掲げる受託者に対する監督権限についても、当初の委託者に行使させないことが可能になり、その債権者からの介入を避けることが可能とな

る。

なお、委託者の地位の移転を行うとした場合、倒産隔離の観点からは、信託設定、信託管理人の就任及び委託者の地位の移転が間を置かずに行われることが望ましい。実務的には、委託者、受託者、第三者の三者合意により信託を設定し、信託行為において、委託者の地位は信託設定と同時に第三者に移転し、当初の委託者はその地位を失う旨を定めることでよいと考えられる。

(エ) 小 括

信託行為の定めによって委託者の権利を制限することは、受託者の解任や信託の変更などの権利については可能であるが、受託者に対する監督権限についてはできないため、委託者の債権者からの介入の余地が残る。資産流動化のスキームとしての安定をはかるためには、委託者の権利を制限することと合わせて、委託者の地位をオリジネーターから第三者に移転することが考えられる。

3. 公益信託の許可を受けるほどの公益性はないものの、これに準じるタイプ（想定事例3）

(1) スキームの概要

同一の業種に属する複数の企業が資金を出し合い、その業種に関わる技術の発展に協力

している大学の研究施設等に助成を行うための仕組みとして、以下の内容の目的信託を活用することが考えられる。

委 託 者：助成のための資金を拠出する各企業（業界動向に応じ、スキームへの新規参加や脱退があり得るものとする）

信 託 財 産：金銭

信託終了事由：信託期間の終了

帰属権利者：（略）

(2) 信託目的の達成の障害となり得る主な事由とその対応

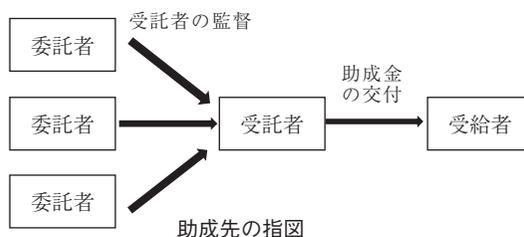
(ア) 問 題

本スキームでは、委託者が受託者を監督しつつ、また、助成先となる施設や助成金額については委託者の意見に基づいて決定することが、信託目的にかなうといえる。

しかし、委託者の中には、目的に賛同しているが、あくまで資金の拠出者という立場にとどまり、受託者に対する監督や助成先・金額の決定といったスキームの運営に関心を持たない者も含まれ得る。受託者に対する監督やスキームの運営について委託者の意見が異なった場合には、信託事務である助成金の円滑な交付等に支障をきたすおそれがある⁽²⁸⁾。

(イ) 信託管理人の選任

想定事例1について述べたのと同様の理由



から、委託者に受託者を監督するインセンティブがないという状況で、受託者に対する監督の実効性を確保するためには、委託者とは別に信託管理人を選任して監督権限を行使させれば足りるといえる。そこで、受託者の監督のために信託管理人を選任するとした場合、委託者となる各企業が参加している業界団体を信託管理人として選任することが考えられる。

また、受託者に対する監督のために業界団体を信託管理人に選任することと併せて、その業界団体に対し、助成金の交付先・金額に関する指図権を付与することが考えられる。この場合、信託管理人が指図権を有することとなるから、信託管理人と指図権者の兼任という問題がある。ただし、指図権については、指図権を有する者が共同受託者類似の立場にある場合もあることから⁽²⁹⁾、信託事務に関する同意権限とは区別して考える必要があるだろう。

(ウ) 委託者の地位の移転

それぞれの委託者の地位を業界団体に移転し、信託法145条2項各号に掲げる受託者に対する監督権限をまとめて業界団体に行使させることも考えられる。前述したとおり、目的信託においても委託者の地位の譲渡は可能である。

委託者の地位を信託管理人が兼ねるという信託は、信託法が典型的に想定していた信託とはいえない。ただし、この点について、契約目的信託の受託者に対する監督において、信託管理人はあくまでも任意設置の監督機関に過ぎず、信託法が重視するのは委託者の監督であるから、委託者が信託管理人を兼ねることで信託管理人に対する監督の実効性が失

われても特段の問題はないといえよう。

(エ) 小 括

本スキームで述べた、関心の異なる複数の委託者が存在し、受託者に対する監督やスキームの運営について委託者の意見が異なるという状況への対応としては、委託者である企業が所属する業界団体を信託管理人に選任し、また、合わせて委託者の地位を業界団体に移転することが考えられる。

おわりに

以上では、3つの目的信託の事例を挙げて、目的達成の障害となり得る事由と信託行為の定めによる対応について検討した。目的信託においても委託者に求められる役割は様々であり、設定段階からそのような役割に応じて権限を適切に分配しておくことが、スキームの目的達成にとって特に重要と考えられる。本稿が、そうした検討の参考となれば幸いである。

【注】

- (1) 目的信託については、別に法律で定めるまでの間、一定の法人だけが受託者となることができるとされており（信託法附則3項）、事実上、受託者の担い手は信託兼営金融機関と信託会社に限定される。
- (2) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』448-449頁注3（商事法務、2008年）参照。
- (3) 信託法147条の反対解釈による。
- (4) 遺言信託の場合も、委託者の死亡により原則として地位が消滅すると解される（信託法147条参照）ことから、同様の懸念があると考えられる。
- (5) 生き物を対象とする事務においては、具体的な処理方法の指定があることが受託者にとっても望ましいと考えられる。
- (6) なお、問題の単純化のため、成年後見人は選任されていないことを前提とする。
- (7) なお、こうした契約目的信託における信託管理人の

監督権限のあり方は、遺言による目的信託（以下、「遺言目的信託」とする）におけるそれとは大きく異なっている。遺言目的信託の場合には、信託管理人は必置機関とされており、かつ、信託管理人は信託法145条2項各号の監督権限について、信託行為により制限をすることのできない形で付与される（信託法258条4項）。これは、遺言信託における委託者の地位は委託者の相続人に承継されないことを原則とするため（信託法147条本文）、受託者に対して監督権限を行使する役割を信託管理人に期待しているからである。つまり、遺言目的信託における信託管理人は、委託者代替的な機関といえることができる。

- (8) ただし、信託管理人の監督に期待せざるを得ない状況では、信託管理人に対する監督をどのように行うのかが問題となる。この点について、信託管理人が自らの負う善管注意義務や誠実公平義務に反したことで、「信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」には、目的信託の場合には委託者のみが、裁判所に対して解任の申立てができる（信託法128条2項の準用する58条4項）。このほかには、信託管理人に対して、民法709条の不法行為責任を追及することも考えられるが、この場合の「損害」とは受託者の任務懈怠により信託財産に損害が生じたのに、信託管理人が損失填補責任を追及せず、その結果として受けられる給付が減少したという事態であるから、委託者が損害を受けたとして請求することは困難と考えられる。これに対して、帰属権利者については、損害を問題とする余地はあるかもしれないが、信託管理人に対する監督としては間接的なものであるといえる。
- (9) たとえば、「委託者の権利は、委託者の死亡により消滅する」という定めも有効であるとされている（寺本・前掲（注2）336頁注2。村松秀樹＝鈴木秀昭＝三木原聡＝富澤賢一郎『概説新信託法』275-276頁（金融財政事情研究会、2008年）、道垣内弘人編著『条解信託法』630-631頁（弘文堂、2017年）〔角紀代恵〕など）。
- (10) 関連して、「信託契約の締結時点では、委託者の地位を承継する者を決定できず、信託設定後に決定したいので、信託契約では委託者の地位を承継する者の決定方法のみを予め決めておきたい」というニーズがあり得る。目的信託の委託者の地位は、受託者の同意を得て、または信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる（信託法146条1項、261条）が、たとえば、「遺言により委

託者の地位を承継する者を定める」、「委託者、受託者および委託者の地位を承継する者の三者の合意によって委託者の地位を移転する」、「委託者の地位を承継する者は、当初委託者から受託者へ通知する」といった定めが認められると考えられる。

- (11) 佐久間毅『信託法をひもとく』203頁脚注34（商事法務、2019年）は、目的信託において帰属権利者が委託者または信託管理人となっている場合、その債権者が債権者代位権を行使することによって信託を終了させることが考えられるとする。
- (12) 中田裕康『債権総論 第四版』247頁以下（岩波書店、2020年）。
- (13) 奥田昌道編著『新版注釈民法(10)Ⅱ』748-749頁（有斐閣、2011年）〔下森定〕。
- (14) 一身専属権の判断基準に関する学説の展開について、中田・前掲（注12）251-253頁。
- (15) 中田・前掲（注12）250頁。
- (16) 於保不二雄『債権総論[新版]』171頁注（三）（有斐閣、1972年）。
- (17) 四宮和夫『信託法[新版]』342頁（有斐閣、1989年）。なお、能見善久『現代信託法』213頁（有斐閣、2004年）は、信託の全部の利益を享受する委託者の信託解除権について、委託者固有の権利ではなく、受益者の地位に結びついた権利と考えるべきであるとする。
- (18) 於保・前掲（注16）169頁。なお、奥田昌道『債権総論[増補版]』261頁（悠々社、2002年）は、「信託上の債権」とするのみで条文を引用していないが、於保・前掲注を挙げていることから同じ趣旨と思われる。
- (19) 四宮・前掲（注17）261頁。
- (20) 中田・前掲（注12）251頁。
- (21) 於保・前掲（注16）171頁注（三）。
- (22) 下森・前掲（注13）749頁。
- (23) 下森・前掲（注13）749頁。
- (24) 最判平成11年9月9日（民集53巻7号1173頁）は、生命保険契約の解約返戻金請求権の差押債権者は、その取立権の内容として、保険契約の解約権を行使することができることとされており、同解約権の行使上の一身専属性を否定しているが、解約権の行使が権利の濫用となる場合は除外している。
- (25) 帰属権利者の定めがない場合は、「委託者又はその一般承継人」が帰属権利者とみなされるため（信託法182条2項）、委託者生存中にペットが死亡した場合には信託終了時の残余財産を自らが受け取り、委託者死亡後に信託が終了した場合には委託者の相続

- 人が受け取ればよいという場合に、敢えて帰属権利者の定めを置かないことも考えられる。
- (26) 受託者の解任および新たな受託者の選任について委託者と受益者の合意が必要であるところ、信託法261条の読替え規定から受益者が信託管理人と読み替えられるが、解任しようとする信託管理人との合意は不要であると考えられる。
- (27) 田中和明「受益者の定めのない信託を利用した日本版チャリタブル・トラスト」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』375頁（日本評論社、2011年）。
- (28) 受託者としても、自らに対して監督を行う者や、信託事務に関する計算等の報告を行う相手方は単独である方が事務の効率化に資すると考えられる。
- (29) 商事信託法研究会「指図型信託における指図権者の位置付け」信託256号16頁（2013年）。